

平成二十一年第二回垂井町議会定例会第一日

平成二十一年三月六日（金曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理
二	番	吉	誠
三	番	木	秋
四	番	栗	利
五	番	広	文
六	番	奥	耕
七	番	末	政
八	番	岩	崎
九	番	丹	羽
十	番	丹	羽
十一	番	小	林
十二	番	広	瀬
十三	番	衣	斐
欠席議員	なし		

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川
副	町	西	哲
総	務	小	藪
課	長	西	哲
企	画	桐	山
調	整	山	浩
課	長	山	浩
長		山	浩

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	三	浦	高	雄
健	康	福	祉	課	長	小	川
住	民	課	長	永	澤	幸	男
建	設	課	長	高	木	栄	太
産	業	課	長	若	山	隆	史
下	水	道	課	長	西	川	均
会	計	管	理	兼	江	崎	徳
消	防	主	任	長	西	村	昭
水	道	課	長	古	山	則	雄
教	育	課	長	渡	辺	眞	悟
学	校	教	育	課	長	興	慈
生	涯	学	習	課	長	小	林
事	務	局	長	高	木	一	幸
書	記	長	久	保	田	陽	一
書	記	長	三	木	弘	子	

四 議事日程

平成二十一年第二回垂井町議会定例会第一日議事日程

開議 平成二十一年三月六日（金）

午前九時

- 日程第一 諸般の報告
- 日程第二 議事第二号 垂井町長期継続契約に関する条例の制定に

議第四号	垂井町職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部改正について	別会計予算
議第五号	垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	議第十八号 平成二十一年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算
議第六号	垂井町介護保険条例の一部改正について	議第十九号 平成二十一年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
議第七号	垂井町土地改良事業等補助金交付条例の一部改正について	議第二十号 平成二十一年度垂井町介護保険特別会計予算
議第八号	垂井町いきいきパターゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	議第二十一号 平成二十一年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算
議第九号	垂井町ふれあい交流事業特別会計条例の廃止について	議第二十二号 平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
議第十号	町道路線の認定について	議第二十三号 平成二十一年度垂井町水道事業会計予算
議第十一号	垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて	議第三号 垂井町介護従事者処遇改善基金条例の制定について
議第十二号	平成二十一年度垂井町一般会計予算	議第二十四号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について
議第十三号	平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計予算	議第二十五号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第六号）
議第十四号	平成二十一年度垂井町簡易水道特別会計予算	議第二十六号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）
議第十五号	平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	議第二十七号 平成二十一年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第一号）
議第十六号	平成二十一年度垂井町老人保健医療特別会計予算	議第二十八号 平成二十一年度垂井町ふれあい交流事業特別会計補正予算（第一号）
議第十七号	平成二十一年度垂井町公共下水道事業特	

日程第九 議第二十九号 平成二十年度垂井町公共下水道事業

特別会計補正予算（第一号）

日程第十 議第三十号 平成二十年度垂井町介護保険特別会

計補正予算（第二号）

日程第十一 議第三十一号 平成二十年度垂井町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第一号）

五 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（丹羽豊次君） これより平成二十一年第二回垂井町議定会
例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。（午前九時二分）

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から十九日までの十四日間といたした
いが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、会期は十四日間と決しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしました案のと
おりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、
五番広瀬文典君、六番奥村耕作君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたして
ありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 諸般の報告

議長（丹羽豊次君） 日程第一、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等一件及び監査結果の報告がありました。印刷し
てお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、
諸般の報告を終わります。

日程第二 議第二号 垂井町長期継続契約に関する条例の制定

について

議第四号 垂井町職員の自己啓発等休業に関する条

例等の一部改正について

議第五号 垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条

例の一部改正について

議第六号 垂井町介護保険条例の一部改正について

議第七号 垂井町土地改良事業等補助金交付条例の

一部改正について

議第八号 垂井町いきいきパターゴルフ場の設置及

び管理に関する条例の一部改正について

議第九号 垂井町ふれあい交流事業特別会計条例の

廃止について

議第十号 町道路線の認定について

議第十一号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入

れについて

議第十二号 平成二十一年度垂井町一般会計予算

議第十三号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特別

会計予算

議第十四号 平成二十一年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第十五号 平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議第十六号 平成二十一年度垂井町老人保健医療特別会計予算

議第十七号 平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第十八号 平成二十一年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第十九号 平成二十一年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第二十号 平成二十一年度垂井町介護保険特別会計予算

議第二十一号 平成二十一年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算

議第二十二号 平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第二十三号 平成二十一年度垂井町水道事業会計予算

議長（丹羽豊次君） 日程第二、議第二号垂井町長期継続契約に関する条例の制定について及び議第四号垂井町職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部改正についてから議第二十三号平成二

十一年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 平成二十一年三月町議会定例会の開会に当たり、私の町政に関する所信の一端と提出いたしました議案の概要について御説明を申し上げ、議会及び町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私が町長に再選させていただき、はや二年が過ぎようとしております。この間、皆様の身近な町長として、町民の皆様の声をよく聞き、思いを大事に受けとめ、各種施策を実行してまいりましたが、折り返し地点に立ち、これまで以上に身を引き締め、町民の皆様と同じ目線に立ち、公平、公正な行政運営に取り組んでまいります。

さて、昨年の金融危機に端を発しました世界的な景気の低迷は、百年に一度のものと言われ、それに伴う急激な円高の進行や株価の下落は企業収益を大幅に減少させ、日本の景気は急速に悪化しております。最新の月例経済報告によりますと、平成二十年十月から十二月期の実質GDP（国内総生産）の成長率は、年率一二・七％の減となり、先行きにつきましても、当面、悪化が続くと見られております。

政府におきましても、閣議決定されました平成二十一年度の経済見通しによりますと、世界的な景気後退が続く中で、内需、外需ともに厳しい状況が続くが、「安心実現のための緊急総合対策」「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」の実施や交易条件の改善による効果が見込まれるとともに、年度後半には民

間需要の持ち直しなどから低迷を脱していくことが期待されるとしながらも、世界の経済金融情勢の悪化によつては、景気の下降局面がさらに厳しく、また長くなるリスクが存在することに留意する必要があります。

また、地方財政は、大幅な財源不足、財政の硬直化など厳しい状態が続いており、地方自治体の歳入・歳出の見通しを示す平成二十一年度の地方財政計画では、地方税が前年度比四兆二千八百四十三億円減の、増減率で一〇・六％減と大幅な減収見込みとなっております。

県におきましても、こうした厳しい経済状況を踏まえ、県税収入が前年度比五百七十億円減、増減率で二一・四％減と見込んでおり、財源対策として活用可能な積立基金の全額取り崩しなどにより財源不足を解消したところであります。

本町におきましても、町税収入が前年度比二億六千万円減、増減率で六・六％減と見込んでおります。

このように厳しい財政状況の中で行政運営を強いられることになりませんが、町民の皆様の生命と財産を守る立場として、情勢に的確に対応し、「変えるべきところは変え、守るべきところは守る」を信条として、政策を着実に推進してまいりたいと考えております。

私は、今後のまちづくりの目標として、活気あふれる生き生きとしたまちを支えるのは、何よりも町民の皆様一人ひとりの「やさしさ」と「思いやり」であるとの思いを、だれもが共有できるまちを目指していきたいと考えております。

そのためにも、この思いの延長線上にあります、第五次総合計

画のまちづくりの将来像である「やさしさと活気あふれる 快適環境都市」実現に向け、八つの柱に定めた各種施策を確実に実行できるよう、職員と一丸となって取り組んでまいります。実現に向けては乗り越えなければならない課題が多々ありますが、議会の皆様と手を携えながら、一つ一つ着実に解決を図っていききたいと考えております。

そこで、予算編成に当たっては、第五次総合計画の着実な事業推進を図るため、基本計画に基づき、施策の重要度や優先度を見きわめつつ、限られた財源の中で編成を行うとともに、第四次行財政改革大綱の実施計画の推進に積極的に取り組み、一層の経常経費の節減合理化に努めるとともに、歳出予算の抑制に努めました。

また、急激な景気の悪化や固定資産の評価がえに伴い、町税の減収が見込まれておりますが、この減収を補うため、国庫支出金、県支出金などの特定財源を最大限活用し、地方交付税、地方特例交付金などについては地方財政計画により計上し、財政調整基金などの取り崩しや元利償還金に交付税措置のある有利な町債を活用し、財源の確保に努めました。

以上のような方針により予算を編成した結果、平成二十一年度一般会計予算の規模につきましては、前年度比二・四％、一億九千万円増の八十一億五千万円となりました。また、十の特別会計及び水道事業会計を合わせた総予算規模につきましては、前年度比・一％、二千百万円減の百四十七億五千八百二十万円となり、堅実的予算を編成させていただきました。

歳入面におきましては、個人町民税につきましては前年度比

五・七％減の十三億三千四百一十万円を、法人町民税につきましては前年度比三八・五％減の二億三千六百五十万円を、固定資産税につきましては前年度比二・％減の十九億七百三十二万円を見込みました。

歳出面におきましては、扶助費や公債費といった義務的経費、公共下水道事業や介護保険事業への繰出金などが依然として高い水準となっており、

それでは、平成二十一年度予算につきまして御説明をさせていただきます。

一般会計八十一億五千万円、国民健康保険特別会計二十六億五千万円、簡易水道特別会計一億一千五百万円、住宅新築資金等貸付事業特別会計二百七十万円、老人保健医療特別会計八百二十万円、公共下水道事業特別会計十億一千四百万円、農業集落排水事業特別会計三千三百七十万円、不破郡介護認定審査会特別会計一千五百万円、介護保険特別会計十五億九千万円、不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計百十万円、後期高齢者医療特別会計二億六千九百万円、水道事業会計九億一千三百万円、合計百四十七億五千八百二十万円となっております。

新年度の主な事業につきましては、垂井小学校校舎大規模改造事業、朝倉運動公園野球球場整備事業を実施するほか、垂井栗原線の御所野交差点改良事業、垂井駅バリアフリー化施設整備費に対します補助を継続的に実施してまいります。また、妊婦健康審査の助成拡大や福祉医療・障がい福祉関係などの利用サービスにつきましても推進してまいります。その他、最終処分場の安定的な確保に向けた焼却灰の処分業務など、重要課題に重点的予算措置

をしたところであります。

続きまして、予算の概要につきまして、第五次総合計画の体系に沿って重要施策を御説明申し上げます。

重要施策の第一は、「安全・安心のまちづくり」であります。

犯罪や災害発生時に迅速な対応ができるような防犯・防災体制を構築してまいります。また、交通事故や犯罪、災害に対する意識を向上させ、地域が主体となった自主防犯、自主防災活動などを促進してまいります。

まず、交通安全についてであります。幼児からお年寄りまで、それぞれの年代に合った交通安全啓発活動を引き続き行ってまいります。また、交通安全関係団体や教育関係団体などの連携を図りながら情報交換や街頭啓発などに努めるとともに、カーブミラー、防護さくらの設置など、交通安全施設の整備に努めてまいります。また、引き続き垂井栗原線御所野交差点改良事業の整備を行い、安全な交通環境を図ってまいります。

次に、防犯体制につきましては、全国的に子供やお年寄りを対象にした犯罪が増加する傾向にあるため、地域と一体となった防犯活動に努め、小学校校区へ防犯巡回員を配置するとともに、児童・生徒の安全・安心にかかわる不審者情報などのメール発信を各学校補助から一括管理へ整備し直すほか、街路灯を設置するなど防犯施設の整備にも努めてまいります。

消防・防災体制の確立につきましては、平成十六年度から自主防災組織の組織化と育成を図っておりますが、組織化率は現在七二％であり、今後も引き続き組織化を促進してまいります。また、防災意識の高揚に努めながら災害に対する十分な体制整備を図る

必要があることから、災害用備蓄用品の充実に努めてまいります。その他、防災体制の根幹を成す消防力の強化を図るため、防火貯水槽、消火栓の新設、分団車庫の建設を進めるほか、災害時において避難場所となっております公共施設におきまして耐震診断を実施してまいります。

重要施策の第二は、「教育・生涯学習・文化のまちづくり」であります。

ふるさとに愛着を持てる教育を行うとともに、町の伝統文化を後世に継承するための施策を展開してまいります。また、だれもが気軽に学習やスポーツに取り組み、楽しく暮らしていけるよう、機会の場の提供を図ってまいります。

まず、学校教育の充実につきましては、垂井小学校校舎大規模改造事業を実施するほか、幼稚園・小学校におきましては、園児・児童が減少する中、地域の特性を生かした特色ある教育を推進してまいります。また、パソコンを利用した情報教育や国際化社会における英語教育の推進を図るため、小学校に英語講師を任用し、英語指導助手による英語教育や外国人児童等への日本語指導など国際理解教育の推進にも努めてまいります。その他、不登校児童・生徒の学校復帰の支援と教育相談などを行う「スクールアドバイザー」や「心のサポーター」を配置し、相談体制の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、近年、青少年には生命を尊重する心や物を大切にす心、我慢する心、相手を思いやる心など、心の豊かさや精神的なたくましさ欠缺する傾向にあることから、家庭、学校、地域が一体となった社会環境の改善に取り組んでまい

ります。

次に、生涯学習の推進についてであります。生き生きライフ推進構想に基づき、各地区公民館やタルイピアセンターを活動の拠点として、各年代に応じた各種学級・講座を学習機会として提供してまいります。また、芸術や文化への関心が高まってきており、住民主体の生き生きとした芸術・文化活動への支援を図ってまいります。

男女共同参画社会につきましては、各種事業の中での意識の啓発、審議会などへの女性の参加を働きかけてまいります。

多文化共生社会の推進につきましては、今月十一日から十九回目となりますカナダ・カルガリー市へ中学生を派遣いたしますが、引き続き広い視野と感覚を備えた国際的な人づくりを推進してまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、引き続き北部グラウンド整備事業を実施するほか、町民すべてがスポーツに親しみ、気軽に触れ合い、汗を流せるようスポ・レク祭を開催するほか、体育協会、総合型スポーツクラブ「レッツ」などと連携を図り、スポーツ活動の推進に取り組んでまいります。また、平成二十四年度に開催されます清流国体につきましては、実行委員会を設立し、朝倉運動公園野球場の改修も実施してまいります。

文化の振興につきましては、伝統行事への参加者や伝承芸能の担い手が固定化・減少化しているため、後継者の育成支援を図ってまいります。また、美濃国分尼寺跡調査報告書を作成するなど、貴重な文化遺産の保護・保存に努めてまいります。

重要施策の第三は、「子育て・健康・福祉のまちづくり」であ

ります。

安心して子供を産み、育てられるよう、子育て支援の充実に努めてまいります。また、地域で支え合い、高齢者や障がい者のみならず、だれもが健康で生きがいを持って安心して生活できる社会を形成してまいります。

まず、子育ての充実につきましては、就業構造の変化により女性の社会参画が進み、共働き世帯が増加しているため、働く親の必要に応じた保育サービスを提供してまいります。保育園の長時間保育や乳児保育、病後児保育、一時保育など保育内容の充実を図りながら、少子化社会に安心して子育てができるよう、地域子育て支援センター事業やコミュニティママ子育てサポート事業などの充実を図るとともに、地域子育て支援ネットワークづくり事業を実施し、健全な子育て環境づくりを展開してまいります。また、留守家庭児童教室の運営につきましても、利用者の利便性を図ってまいります。

なお、現在、幼保一元化につきまして庁内で検討中であり、今後、何らかの形で方向性を示していきたいと考えております。

次に、健康・医療の推進につきましては、保健センターを活動の拠点といたしまして、妊婦健康診査の助成拡大など母子衛生事業の充実を図るとともに、健康情報システムの充実及び市町村保健対策推進事業の実施や各種予防対策事業を推進するほか、健康増進事業にも積極的に取り組み、疾病予防対策の推進に努めてまいります。また、地域医療体制の充実につきましては、医療機関の協力を得て、引き続き地域ケアシステムなどの推進を図るとともに、保健・医療・福祉のネットワークをより堅固なものとする

よう関係機関と連携を密にしていくほか、福祉医療費の助成につきましても、引き続き中学生まで拡大を図ってまいります。その他、国民健康保険につきましても、健全で安定した運営に努めてまいります。

高齢福祉につきましては、高齢者の方がいつまでも元気で生きがいのある充実した日々を過ごすことができるよう、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの充実に努めるとともに、高齢者住宅改善や寝たきり老人等の介護者への助成を行うほか、介護保険の健全な運営に努めてまいります。

障がい福祉の充実につきましては、障がい者が地域で生き生きと生活できるよう、活動の場、就労の場、交流の場を確保し、自立支援制度の有効な活用により自立を促すとともに、自動車改造等助成事業や住宅改善助成事業など障がい者支援の推進に努めてまいります。また、児童デイサービス事業の充実を図りながら、身体障害者相談員による相談事業も推進してまいります。

地域福祉の展開につきましては、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員などとの連携強化を図るとともに、必要な情報的確保サービスが提供できるよう努めてまいります。また、道路、公共施設などにおけるバリアフリー化を推進してまいります。重要施策の第四は、「地域環境のまちづくり」であります。

恵まれた自然環境を保全するため、環境に配慮した施策を行うてまいります。また、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境負荷の少ない循環型社会を目指してまいります。

まず、自然環境の保全につきましては、地球温暖化など環境問題が深刻化する中、CO₂削減など環境に対する取り組みを通じ

て、住民の意識改革を促すとともに、省資源、省エネルギー化、リサイクル体制を確立し、今後も全町的に資源保護や環境保全についての啓発に努めてまいります。また、美化意識の普及と快適な環境づくりを推進するため、地域ぐるみの環境美化デーの実施に努めてまいります。

次に、環境衛生につきましては、最も生活に密着した課題であります。特にごみ問題は大きな課題となっており、減量化や資源化を図るため、環境に対する問題意識を高め、地域ぐるみによる環境保全運動の体制づくりが必要となってきました。この問題に対処するため、家庭ごみの処理を有料化し、新たな生ごみ処理容器的の普及事業に助成措置を行うとともに、分別収集の拠点となる（仮称）リサイクルセンター運営等調査研究業務につきましても予算措置をいたしました。また、引き続きレジ袋削減の推進活動にも積極的に取り組むとともに、クリーンセンターの適切な管理運営や最終処分場の灰の一部持ち出しによる延命を図ってまいります。その他、下水道整備未認可区域での合併処理浄化槽設置に対する一部助成につきましても、引き続き予算措置を講じたところでございます。

重要施策の第五は、「産業・交流のまちづくり」であります。住民や関係機関と連携を図りながら、恵まれた自然環境や歴史資源を有効に活用し、魅力ある産業の振興を推進してまいります。また、地の利を生かした魅力ある環境のもと企業誘致を推進し、だれもが安心して働くことのできるまちづくりをしてまいります。まず、農林業などの振興につきましても、農業者の高齢化が進み、担い手の確保が重要な課題となっており、地域が主体となり

地域の農地を守るような体制を推進してまいります。経営の安定と農業生産基盤の整備のため、中山間地域等直接支払制度や土地利用型農業活性化対策、農地・水・環境保全年対策などを支援するとともに、高性能農業機械導入事業や有害鳥獣防護さく等設置事業などに対して助成措置をいたしました。また、適正な森林整備の充実を図るため、引き続き森林居住環境整備事業を実施してまいります。

次に、観光の推進につきましては、より多くの観光客を呼び込むため、豊かな自然、歴史、文化資源を活用した施設整備に努めながら、近隣市町村や関係機関との連携を図り、PR活動をより一層強化してまいります。

また、ことしで二十一回目を迎えます「ふれあい垂井ピア2009」につきましては、全町民の触れ合いの場として引き続き開催してまいります。

工業の振興につきましては、恵まれた地理的条件などを生かし、企業誘致推進のための予算措置を講じたところでございます。また、町内企業の育成を推進するため、設備投資に対する助成措置を実施してまいります。

商業の育成につきましては、商工会を中心とした、魅力のある商店街づくりや消費者ニーズの変化に対応した店舗づくりを促進するため、商工会事業に対する支援を引き続き行ってまいります。勤労者の労働環境整備につきましては、高齢者や障がい者、外国人、子育てをしている女性など、だれもが平等で健康的に働くことができる環境づくりを推進してまいります。また、勤労者の離職支援を図るとともに、離職者教育訓練に対する給付金を支給

してまいります。

重要施策の第六は、「都市基盤のまちづくり」であります。

道路や公園、上下水道など都市基盤を整備し、安全で快適な住環境を提供してまいります。また、住民との連携により、地域の特性を生かし、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備を行うてまいります。

まず、道路網の整備につきましては、国道二十一号線を中心とした幹線道路や各地区間を結ぶ補助幹線道路など、生活環境に配慮しながら、安全で人に優しい円滑な交通ネットワークの形成が重要であることから、地域の方々の御理解と御協力をいただきながら、生活道路を中心に、新設改良九事業、路側改良十五事業、舗装改良六事業を実施してまいります。

次に、河川・治水の整備につきましては、砂防や急傾斜地整備の推進や排水路等整備五事業を実施するほか、洪水ハザードマップの配布により避難体制の整備を図ってまいります。

市街地形成につきましては、総合的かつ計画的な土地利用を推進し、自然環境の保全などに配慮しつつ、都市計画マスタープランに基づき、土地利用制度の適正な運用に努めてまいります。また、安全で快適な居住環境の整備を図るため、市街地整備を行うてまいります。

上下水道の整備につきましては、より安定した給水を図るため、計画的な配水管網の整備などを進めるとともに、適切な水源確保のため第六次変更事業を引き続き推進してまいります。また、下水道整備につきましては、快適な生活環境と河川等の水質保全を図るため、管網整備を推進するとともに、浄化センターや北部第

一、伊吹の農業集落排水施設につきましても適切な維持管理に努めてまいります。

公共交通機関につきましては、安全で快適な交通の確保や垂井駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づき、垂井駅の北口・南口にそれぞれエレベーターを設置するほか、JR東海を初め関係機関に利用者の利便性向上を積極的に働きかけてまいります。

また、身近な交通手段として住民に広く定着しております巡回バスすこやか号につきましても、安全第一の運行に努めるとともに、「町民の足」としての役割を果たしてまいります。

重要施策の第七は、「協働のまちづくり」であります。

地域活動を活発にし、多様な形態による住民参画の機会を設け、住民、NPO、事業者などとの協働を図ってまいります。そのため、積極的に広報・広聴活動を行い、住民と行政が互いに情報共有できる仕組みを整えてまいります。

まず、地域活動につきましては、快適な生活環境づくりに向けて住民の自主的な活動を促進するとともに、連帯感を持って参加できる体制づくりに努めてまいります。

次に、住民参画につきましては、NPO、福祉ボランティア団体など、あらゆる分野での住民活動をより活発化させ、まちづくりへの住民参画をさらに進めてまいります。また、協働によるまちづくりを推進するため、住民自治基本条例制定に向けた策定委員会を引き続き開催するほか、住民のボランティア意識高揚を図り、行政主導型から住民が直接携わることのできる範囲を広げ、よりよいまちづくりや地域づくりの活動活性化を図ってまいります。

広報・情報公開・広聴につきましては、より一層親しまれる広報紙の発行に努めてまいります。また、広く住民の意見を行政施策に反映させるため、地域ふれあいトークを実施し、パブリックコメントの積極的活用など、広聴機能の充実を図ってまいります。重要施策の第八は、「行財政運営」であります。

複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、柔軟で効率的な行政運営を図ってまいります。また、限られた財源を有効に活用するため、計画的で効率的な財政運営に努めてまいります。

まず、行政運営につきましては、住民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るため、行政評価システムの構築により、行政事務の効率的な運営を図るとともに、行財政改革を積極的に推進し、窓口延長など行政サービスの充実、職員の資質向上を図るため、各種研修に積極的に参加させるなど、先進的な感覚と創意工夫をもって行政を推進できる人づくり、職場づくりに努めてまいりますと考えております。

次に、財政運営につきましては、地方公会計改革に伴う財務書類の整備を引き続き実施するほか、経常経費の節減・合理化を図り、財源の適正配分を行うとともに、自主財源、特定財源の確保に努め、効率的な運用に努めてまいります。また、県の徴収部門へ職員を引き続き派遣し、徴収技術のさらなる向上を図りながら、滞納の解消にも努めてまいりますと考えております。

以上が平成二十一年度予算の概要であります。次に、平成二十一年度予算以外の提出案件について御説明をさせていただきます。

議第二十号及び議第四号から議第九号議案までは、条例の制定及

び改廃に関するものでございます。

議第二十号につきましては、地方自治法施行令第六十七条の十七の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に關し、必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものであります。

議第四号につきましては、学校教育法の規定整備に伴う大幅な条項移動により、同法を引用している職員の自己啓発等休業に関する条例、小学校及び中学校の設置等に関する条例並びに幼稚園設置条例について所要の改正を行うものであります。

議第五号につきましては、町が町指定の収集袋により収集及び運搬し処分するものについて、一般廃棄物処理手数料を徴収しようとするものであります。

議第六号につきましては、平成二十一年度から平成二十三年度までの介護保険の第四期計画期間における保険料率の設定、普通徴収における納期の十期への変更などの改正を行うものであります。

議第七号につきましては、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第八号につきましては、パターゴルフ場における年間定期券の発行とグラウンドゴルフ用クラブの貸し出しができるようになるものであります。

議第九号につきましては、ふれあい交流事業の運営を一般会計で行うのに伴い、条例を廃止するものであります。

このほか、議第十号につきましては、新たに四路線を町道路線として認定しようとするものであり、議第十一号につきましては、

平成二十一年度において公共下水道事業収入が見込めないため、一般会計から公共下水道事業特別会計へ繰り入れを行おうとするものであります。

以上で提出案件の説明を終わらせていただきますが、今議会に提出いたしました議案は、条例関係八件、予算関係十九件、その他三件、合計三十件となっております。

今まさに時代は混迷をきわめ、テレビ等の報道においても、明るいニュースがあまり聞こえてこない状況にあります。また、自治体を取り巻く環境も、年々厳しさを増しております。しかし、こんな逆境の時代だからこそ、一人ひとりが安心に暮らし、幸せになれるまち、生き生きとした活力あるまちになれるよう、町を愛し、町民を愛し、それぞれの地域を愛し、思いやりの心を大事にしていくことが私の使命だと考えております。

今後とも、「わがまち 垂井」のさらなる飛躍に向けて、諸施策に全力で取り組んでまいりますので、議員各位を初め、町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げますとともに、提出いたしました諸議案につきましては、担当課長からそれぞれ補足説明をいたさせますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。終わります。

議長（丹羽豊次君） 総務課長小藪鉄男君。

〔総務課長小藪鉄男君登壇〕

総務課長（小藪鉄男君） ただいま上程されております議案のうち、平成二十一年度予算の関係から、総務課の所管に係ります議第十二号平成二十一年度垂井町一般会計予算の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、説明に入ります前に、この予算書は、新財務会計システムにより作成をいたしました。従来より文字、数字等が小さくなり、読みづらい点があるかと思えます。あしからずお許しをいただきたいと思えます。

それでは、平成二十一年度垂井町一般会計予算は、次に定めるところによるということで、一ページの方をごらんいただきたいと思えます。

まず、第一条は歳入歳出予算についてであります。一項では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八十一億五千万円とするというものであります。

二項では、歳入歳出予算の款項の区分、金額は、第一表に定めるところによるというもの。

第二条では、地方自治法第二百四十四条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額を第二表で定めております。

第三条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第三表の地方債によるというもの。

第四条は、一時借入金について、借入れの最高限度額は五億円と定めるものであります。

第五条は歳出予算の流用ですが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合として、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができるというものでございます。

それでは、まず歳入歳出予算、第一表の方から御説明を申し上げ

げます。

次の二ページ、歳入からお願いをいたします。

あわせまして、お手元の予算資料ですね。そちらの方ですと十三ページをごらんいただきますと、ちよつと字が小さいんですけども前年度比較等が出ておりますので、御参考にしていただければと思います。

まず、款の一町税でありますけれども、前年度比二億六千二百二十五万円、六・六%減の三十七億九千九百四十四万円を見込みました。構成割合は、前年度の四九・八%から四・四ポイント下がり、四五・四%となっております。

項別に見てみますと、項一の町民税につきましては、景気の悪化等によりまして個人町民税が約七千八百万円の減、法人町民税は一億四千七百万円の減ということで、合わせて二億二千六百万強減の十五億八千五百六十六万円を見込んでおります。

項二の固定資産税では、評価がえの年ということで、家屋で約二千八百万円ほど減になっております。十九億三千八百三十三万四千円を見込んでおります。

項三の軽自動車税は、前年より二百七十万円ほど増の五千五百六十三万四千円であります。

項四町たばこ税は、前年より七十万円ほど減っておりますが、一億二千九百三十六万円を見込ませていただきました。

続きまして、款二地方譲与税ですが、ここから次のページの款十の交通安全対策特別交付金までにつきましては、総務省、また県の市町村課・税制担当、税務課・課税担当資料などにより推計をさせていただいております。

まず、地方譲与税につきましては一億七百万円を見込んでおりますが、項別では、項一の地方揮発油譲与税につきましては、地方道路譲与税につきまして、地方への譲与に当たってはその用途に条件をつけたり制限をしなければならないとされまして、その名称も「地方揮発油譲与税」に改められました。それを受けて、今回この項を設けております。一千七百万円を見込んでおります。

項二の自動車重量譲与税につきましては、六百万円減の八千百万円を見込みました。

項三の地方道路譲与税、これは旧法で課税される分ですが、大きく二千万円減の九百万円を見込んだところであります。

続きまして、款三の利子割交付金につきましては前年度と同額の千四百万円を、款四配当割交付金につきましては八百万円減の五百万円を、款五株式等譲渡所得割交付金につきましては八百万円減の二百万円を、款六地方消費税交付金につきましては二千五百万円減の二億一千八百万円を、款七自動車取得税交付金につきましては、これにつきましても、道府県の目的税とされている自動車取得税についても用途を道路に関する費用に限定する旨の規定が削除されまして、普通税という形になったのを受けまして、まず項一の自動車取得税交付金につきましては四千五百万円、それと千円がついておりますけれども、これは旧法による分の受け入れ科目設定ということで千円、合わせまして四千五百万一千円ということになっております。

款八の地方特例交付金につきましては八百万円増の四千二百万円を見込んでおります。

項別では、項一の地方特例交付金が八百万円増の三千三百万円

を見込みました。

項二の特別交付金は、前年度と同額の九百万円であります。

続きまして、款九の地方交付税ですが、前年より一億五千四百万円増の十一億四千万円を見込みました。この内訳といたしましては、普通交付税で一億四千万円増の十億八千万円を、特別交付税につきましては一千四百万円増の六千万円を見込んだところであります。

款十交通安全対策特別交付金ですが、前年度と同額の四百万円であります。

続きまして、款十一の分担金及び負担金ですが、前年度より八百二十三万五千円減の一億四千七百六十六万一千円を見込みました。民生費負担金で保育園保育料が減になっております。

続きまして、款十二の使用料及び手数料ですが、二千九百万一千円増の二億三千九百六十二万八千円を見込んでおります。

項別では、使用料が、留守家庭児童教室保育料の増などにより二百九十五万一千円増の一億四千六百九十九万二千円。

項二の手数料は、町指定のごみ袋によるごみの処分を十月一日から有料にするということなどによる二千六百五万円の増の九千三百四十三万六千円を見込んでおります。

続きまして、款十三国庫支出金では、前年度より二億三千三百六十三万六千円増の六億八百九十一万七千円を見込みました。

項別では、項一国庫負担金が、児童手当交付金、障害者介護給付費で増になっております。前年度より一千三百万円ほど増の二億一千五百八十四万六千円を見込んでおります。

項二の国庫補助金では、前年度より二億二千万円ほど増の三億

八千七百十六万円を見込んでおりますが、平成二十年度は宮代小体育館の大規模改造をお願いしてりましたが、平成二十一年度は垂井小北舎・南舎での大規模改造、耐震補強事業ということで、事業費が大きくふえてきております。

項三の委託金につきましては、国民年金事務費交付金の減により百五十八万円ほど減の五百九十一万一千円を見込みました。

款十四の県支出金では、前年度より約一千万円ほど減になっておりますが、五億二千七百二十三万九千円を見込んでおります。

項別では、項一の県負担金、国保の保険基盤安定負担金が約一千九百万円ほど減になっております。一方、障害者自立支援給付費では四百二十万円の増ということで、前年度より約一千五百万弱減の一億八千六百三十一万八千円を見ております。

項二県補助金では、前年度より一千万円ほど増の二億七千四百四十三万三千円を見込んでおります。民生費県補助金、農林水産業費県補助金が減になり、土木費県補助金は鉄道駅バリアフリー化事業で三千万円ほどの増になっております。

続きまして、四ページの方をごらんいただきたいと思っております。項三の委託金ですが、県民税徴収委託金の減。一方、統計調査委託金が農林業センサスと経済センサスなどがあるということで増になり、差し引き五百二十万円の減の六千六百四十八万八千円を見込みました。

款十五の財産収入では五千四百二十一万四千円を見込んでおります。

項別では、財産運用収入が、利率が下がることや基金の取り崩しなどにより原資が減るということで二百五十万円の減の一千

六十八万七千円を見込んでおります。

項二の財産売払収入では、御所野交差点改良事業に伴う町有地の売却収入などを見込んでおります。前年度より五百万円ほど減っておりますが、四千三百五十二万七千円を見込みました。

款十六の寄附金では、受け入れ科目設定のための五千円の計上であります。

款十七繰入金につきましては、前年度より六百四十万円ほど減の四億七千四百六十八万円を見込んでおります。

項一特別会計繰入金では、老人保健医療特別会計からの繰入金は、受け入れ科目設定のため千円の計上であります。

項二の基金繰入金は、財政調整基金から三億三千四百六十七万六千円、減債基金と公共下水道基金は前年度と同額の五千万円と七千万円、新たに学校建築基金からは二千万円の繰り入れを行ってまいります。四億七千四百六十七万九千円を計上いたしております。

款十八の繰越金につきましては、前年度より五千万円減っておりますが、二億円を計上いたしました。

款十九の諸収入ですが、前年度より一千六百万円ほど減になっておりますが、六千七百八十六万一千円の計上であります。

項一の延滞金、加算金及び過料につきましては前年度と同額の百万円を、項二の町預金利子につきましては受け入れ科目の設定千円、それから項三の貸付金元利収入につきましては、前年度より七百四十万円ほど減になっておりますが、四百九十二万二千円を計上しております。ふるさと財団の貸付金に係る元金収入ですが、二十年度で繰り上げ償還されたことにより減になっておりま

す。

項五の雑入では、各種負担金、手数料、給付金、ごみ袋の売却代金、福祉医療高額療養費返還金などを見込んでおりますが、前年度より八百九十万円ほど減の六千九百九十三万八千円の計上であります。

款二十の町債につきましては、前年度より一億八千四百五十万円増になっております。五億五千八十万円を見込んでおります。臨時財政対策債が一億四千万円ほどふえたことによります。

歳入合計につきましては八十一億五千万円ということで、続きまして歳出でございます。

まず、款一の議会費につきましては、昨年、野部議員が亡くなられ、議員が一名欠員ということで報酬等が減になっております。前年度より四百四十万円ほど減の八千五百八十一万四千円の計上であります。

款二の総務費では、前年度より一億四千万円ほど大きく減になっております。七億六千九百四十七万九千円の計上であります。

項別に見てみますと、項一の総務管理費では、庁舎建設基金が二十一年度は利子のみの積み立てといったことなどもあり、また防災行政無線の更新なども大きく減っておるといことから一億四千六百万円ほど減の五億七千七百一十一万一千円を計上いたしております。この中では、額は小さいんですが、公衆街路灯に消費電力が少なく長持ちする発光ダイオード(LED)の照明をテスト導入していきたいという予算も見ております。また、国民投票の投票人名簿システム構築の関係の委託料、それから新契約管理システムを開発したいということで、この関係の委託料もお願い

をいたしております。

続きまして項二の徴税費ですが、前年度より九百万円ほどふえております。一億三千八百万一千円を計上しておりますが、年金特徴化に伴うシステム改変業務委託料などが大きなものとなっております。

続きまして、項三の戸籍住民基本台帳費ですが、人件費の減などにより約五百八十万円ほど減になっております。三千六百九十一万一千円の計上であります。

項四の選挙費につきましては、今年度二十一年度は衆議院議員選挙が行われるということで、この関係の予算などを計上しております。前年度より二百三十万ほど減っておりますが、一千九百九十五万一千円の計上であります。

続きまして項五の統計調査費ですが、先ほども申し上げましたが、平成二十一年度は農林業センサスと経済センサスが行われるといったこともあり、二百七十万円ほど増の四百六十三万九千円の計上となっております。

項六の監査委員費につきましては、前年より一万円増の七十六万六千円の計上であります。この中では、従来の視察研修から、研修会への参加に変更するための予算計上がなされております。

続きまして、款三民生費ですが、前年度より三千八百万円ほどふえております。二十二億九千四百万六千円の計上で、構成比は二八・一％を占めております。

項別に見てみますと、項一の社会福祉費では、特別会計繰出金ですが、国保、老人保健が減りまして、介護と後期高齢者の関係がふえております。差し引き、繰出金では二千三百万円ほど減に

なっております。五百万円ほどここではふえまして、十三億一千四百六十九万五千円の計上となっております。

続きまして項二の児童福祉費ですが、前年より三千二百万円ほどふえておりますが、九億七千五百七十万六千円の計上であります。幼稚園職員の人件費等の増、留守家庭児童教室では臨時職員の賃金、工事請負費などが増になっております。

項三の災害救助費につきましては、科目設定のための予算計上で五千円の計上であります。

款四衛生費ですが、前年度より六千七百万円ほど増の七億七千九百五十二万三千円の計上であります。

項一の保健衛生費では、前年度より一千四百万円ほど減の三億八千二百八十一万九千円の計上ですが、環境衛生費で、斎場北側の駐車場用地取得費と造成費がなくなったことなどで三千五百万円ほど減になっておりますし、保健センター費では妊婦健診の助成拡大などにより二千万円ほど増額になっております。

その下の項二の清掃費は、前年度より八千万円ほど増の三億九千六百七十四万四千円の計上であります。焼却灰処理業務委託料の関係で六千五百万円、また塵芥収集車、四トン車ですが、一台購入をしております。それに一千万円であります。なお、額は小さいんですが、ごみ減量化の推進等の観点から、リサイクルセンター運営等調査研究業務の委託を行っております。八十万円を計上いたしております。

続きまして款五労働費ですが、四十万円ほど減になっておりますが、一千二百四十二万円の計上であります。項一労働諸費ですが、町勤労者離職支援金につきましては対象の拡大を図ってまい

ります。増額になっております。

款六農林水産業費では八百五十万円ほど減額になっておりますけれども、二億五千六十六万九千円の計上であります。

項別に見てみますと、項一の農業費では、農地費、農業構造改善費で減額になっております。六百四十万円ほど減の一億八千七百四十三万四千円の計上であります。なお、この中で農村婦人の家の耐震調査を実施してまいります。

項二の林業費ですが、こちらは二百万円ほど減の六千三百二十三万五千円の計上ですが、平成二十年度から始まりました明神線の林道開設工事が大きなウエートを占めております。

続きまして款七の商工費ですが、前年度より一千万円ほど増の七千八百五十六万二千円の計上であります。企業誘致適地基礎調査を実施するため五百万円をお願いいたしております。

続きまして款八土木費ですが、前年度より三千七百万円ほど減の十億九千五百八十五万二千円の計上であります。構成比は一・三・四％で、前年度より〇・八ポイント下がっておりますが、項別では、項一の土木管理費、こちらは四千三百八十一万一千円の計上であります。人件費、未登記処理業務の委託料などが減になっております。

項二の道路橋りょう費では、前年度より七千九百万円ほど減の三億一千七百七十九万五千円を計上いたしました。新垂井岩手線宮前踏切改良のJR委託料、それと御所野交差点改良事業に伴う垂井栗原線道路改良事業の用地費、補償費といったものが二十年度より減になっております。

項三の河川費につきましては、前年度より二千万円ほど減の

四千六百七十二万二千円の計上であります。河川整備工事費が一千万円ほど減になっております。

続きまして項四の都市計画費は、前年度より七千四百万円ほどふえておりますが、六億五千六百九十四万九千円の計上であります。平成二十四年のぎふ清流国体に向けまして、朝倉運動公園野球場整備事業で、スコアボード・バックスクリーン一体型新設工事を行ってまいりますし、垂井駅のバリアフリー化設備整備費補助金などを見ております。なお、公共下水道事業特別会計繰出金につきましては六千七百万円ほど減の三億七千八百万円弱を計上いたしております。

項五の住宅費につきましては、前年度より七百八十万円ほど減の三千二百二十五万五千円の計上であります。この中で、最終になります町営住宅では、河原道町営住宅の耐震診断を実施してまいります。

款九の消防費では、前年度より八十万円ほど増の四億一千五百四十九万六千円の計上となりました。不破消防組合分担金が約一千百万円ほど増の三億五千二百八十五万八千円の計上となっております。防火貯水槽につきましては、この中で表佐地内で新設をしておりますし、防火貯水槽の修繕は岩手の玉地内で、また伊吹分団車庫の建設をしております。

款十の教育費ですが、前年度より二億六千万円ほど大きくふえております。十三億五百五十四万五千円の計上であります。構成割合は一六％ということで、前年度より二・九ポイントの増となっております。

項別では、項一の教育総務費ですが、八百万円ほど増の八千三

百八十四万五千円の計上であります。この中では、平成二十年度まで、ふれあい交流事業特別会計で行ってまいりました中学生のカナダ・カルガリー市派遣事業の予算をこちらで計上いたしております。また、新たなものとして、不登校児童・生徒の増加に歯どめをかけ、減少させるために、主に幼稚園、小学校へスクールカウンセラーを配置していくための予算もお願いをいたしております。

項二小学校費では二億八千七百万円ほどの増となり、五億七千九百五十五万四千円を計上いたしております。垂井小学校の南舎・北舎の大規模改造工事に係る管理委託料、工事請負費などを計上いたしております。

項三の中学校費につきましては、二百万円ほど前年度より減っておりますが、七千六百十二万六千円の計上であります。新たに不破中学校の下水道負担金などもお願いをいたしております。

項四の幼稚園費につきましては、一千九百万円ほど減の一億三千八百九十八万八千円の計上であります。職員の異動によります人件費の減、それと平成二十年度で見えておりました工事請負費が九百三十万円ほどなくなったことによる減であります。

項五の社会教育費では、七百八十万円ほど減の二億七千九百一十一万四千円の計上であります。職員一名減による人件費の減などが主なものであります。なお、文化会館費の中で、劇団わらび座によるミュージカル「奥の細道」の二回公演に係る予算を計上いたしております。

続きまして項六の保健体育費ですが、前年度より五百万円ほど減の一億四千七百八十一万八千円の計上であります。北部グラウ

ンド整備工事に二千五百万円ほどお願いをいたしております。

続きまして七ページの方になりますけれども、款十一の災害復旧費につきましては、いずれも科目設定のための予算計上ということで、合わせまして四万八千円の計上であります。

続きまして款十二の公債費ですが、前年度より五百九十万円ほど増の十億三千六百八十二万二千円の計上であります。構成割合が一・七%となっております。内訳としましては、元金が九億二千四百八十八万二千円、利子が一億一千二百万円でございます。

款十三の諸支出金ですが、こちらでは普通財産取得費で科目設定のための予算計上四千円をいたしております。

款十四予備費ですが、前年度と同額の三千万円を計上させていただきます。ただいております。

歳入歳出それぞれ八十一億五千万円ということで、前年度より、先ほども申し上げましたが一億九千万円、二・四%増の予算となっております。

続きまして、次の八ページの方をごらんいただきたいと思っております。債務負担行為の関係でございますけれども、平成二十一年度から平成二十三年度の三力年で固定資産課税台帳整備業務を行ってまいります。これに要する経費のうち、平成二十一年度でお願いをいたしております六百四十万円を除いた二千三百万円を限度額として債務負担行為をお願いするものであります。

続きまして、九ページの第三表地方債であります。こちらでは、起債の目的、限度額、起債の方法等を定めております。まず起債の目的、一番の臨時財政対策債ですが、限度額三億九千四百九十万円、次に二番の学校教育施設等整備事業につきましては限

度額一億一千八百三十万円、三番の朝倉公園整備事業につきましては限度額三千二百四十万円、四番の消防防災施設整備事業につきましては限度額五百二十万円をそれぞれお願いするものであります。起債の方法につきましては証書借入及び証券発行によるというもの、利率につきましては五・〇％以内ということで、ただし書きで、利率見直し方式で借り入れる資金についてを規定いたしております。次に償還の方法については、借り入れ先の融資資金によるものとし、ただし書きで、財政等の都合により据置期間や償還期限の短縮などができる旨、またなお書きで、翌年度へ繰り越して借り入れができる旨を定めております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれの借り入れ起債についても同じであります。

以上、大変はしりましたが、当初予算の説明にかえさせていただきますが、なおこの予算書の末尾の方には給与費明細書、債務負担行為に関する調書、それと地方債の現在高の見込みに関する調書をそれぞれ添付をさせていただいておりますので、またお目通しをいただければと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（丹羽豊次君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） それでは、私の方からは住民課所管に係ります特別会計について補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議第十三号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計予算でございますが、一ページをござらんになっていただき

たいと存じます。

平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるということで、第一条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二十六億五千万円と定めるものでございます。

次に第二条でございますが、一時借入金金の限度額でございますが、一億円と定めるものでございます。

それでは予算の詳細について説明をさせていただきます。

歳出の方から順に説明をさせていただきます。十五ページをお開き願いたいと存じます。

款一総務費、項一総務管理費、目一の一般管理費でございますが、こちらにつきましては、人件費、事務管理費に要する経費でございますまして、平成二十一年度予算額といたしまして三千八百八万一千円の計上をお願いするものでございます。

続きまして、同じく総務費の中の賦課徴収費でございますが、こちらにつきましては、国民健康保険税の賦課徴収するための経費でございますまして、平成二十一年度予算といたしまして二百七十二万一千円の予算計上をお願いするものでございます。

続きまして運営協議会費でございますが、国民健康保険運営協議会の運営費でございますまして、五万三千元、昨年と同額でございますが、予算計上をお願いするものでございます。

続きまして、款二保険給付費、項一療養諸費でございます。こちらにつきまして、目、一般被保険者療養給付費十四億五千万円、退職被保険者等療養給付費一億七千二百万円、一般被保険者療養費二千九百万円、退職被保険者等療養費三百万円、これらにつき

ましては、前年度の実績に基づきましてそれぞれ予算計上させていただきますました。

それと、審査支払手数料につきましては、国民健康保険団体連合会に支払うための手数料等でございますが、こちらにつきましても、前年度の実績を見まして五百一十四千円の予算計上でございます。

療養諸費といたしまして、本年度予算額十六億五千九百一十四千円をお願いするものでございます。

次に保険給付費、高額療養費でございます。一般被保険者高額療養費につきましては一億二千六百万円、また退職被保険者等高額療養費につきましては二千三百万円、これらにつきましては、それぞれ今年度の実績に基づいて予算計上しておるものでございます。

そして、平成二十一年度に制度施行になるわけでございますが、介護保険費用、それから国民健康保険の高額療養費と合わせた合計の高額療養費でございますが、平成二十一年度につきましては百二十六万円を予算計上させていただいたところでございます。

続きまして、十八ページでございますが、こちらの方、退職被保険者等高額介護合算療養費でございますが、こちらも新たに新設されるものでございまして、本年度予算額につきましては二十三万円の予算計上をお願いするものでございます。

高額療養費といたしまして、合計一億五千四十九万円の予算計上をお願いするものでございます。

続きまして、款二保険給付費、項三移送費でございます。こちらにつきましては科目設定のためにそれぞれ一千円ずつの予算を

お願いするものでございます。これは病院等の転院のときに伴います移送費の関係でございます。

続きまして、保険給付費、出産育児諸費でございますが、出産育児一時金の支給でございます。四十五件分の件数を見込みまして、一千七百万円の予算をお願いするところでございます。

次に、保険給付費、葬祭諸費でございますが、こちらにつきましては九十五件分といたしまして四百七十五万円を、予算計上をお願いするものでございます。

続きまして、款三後期高齢者支援金等、項一後期高齢者支援金等でございます。こちらにつきましては、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございますが、本年度予算額といたしまして三億二千八百九十三万円の予算をお願いするものでございます。

続きまして、款四前期高齢者納付金等、項一前期高齢者納付金等でございます。こちらにつきましても財政調整のために社会保険診療報酬支払基金の方へ納めるべきものでございますが、こちらにつきましては百五十二万二千円の予算計上をお願いするものでございます。

続きまして、款五老人保健拠出金、項一老人保健拠出金でございますが、十九年度精算分といたしまして老人保健医療拠出金三千五百五十二万四千円の予算をお願いするものでございます。そして、それに伴います事務費の拠出金といたしまして三万円、老人保健拠出金といたしまして合計三千五百五十五万四千円の予算計上をお願いするものでございます。

続きまして、款六介護納付金、項一介護納付金でございます。こちらにつきましても介護保険の運営のための納付金でございます

して、こちらの方も社会保険診療報酬支払基金の方に納付してまいります。本年度予算額一億一千二百三十二万円の予算計上でございます。

続きまして、共同事業拠出金でございます。高額医療費共同事業拠出金につきましては四千八百三十四万一千円、それと保険財政共同安定化事業拠出金につきましては二億一千五十二万七千円、それぞれ予算計上をいたしたところでございますが、これらにつきましては、国民健康保険団体連合会の方で事業を実施しておりますので、そちらの方への拠出金でございます。

それと、目四の保険財政共同安定化事業事務費の拠出金でございますが、こちらの方、国保連での事務を行っておる関係で、こちらの方も国保連の方へ納付してまいります。五万三千円を計上させていただきます。

トータル、共同事業拠出金といたしまして二億五千八百九十二万一千円の予算計上を行うものでございます。

次に、保健事業費でございます。こちらにつきましては、医療費の抑制のための啓発事業等でございますが、本年度平成二十一年度の予算といたしまして百九十四万円の予算計上をいたしたところでございます。

次に、保健事業費の中で特定健康診査等事業費でございます。こちらにつきましては四十歳から七十四歳までの方の健診事業の経費でございます。いわゆるメタボリックシンドローム対策でございますが、平成二十一年度の予算といたしましては二十八万五千円の予算計上をいたしたところでございます。

次に、基金の積み立てといたしまして三千円を見込んでいます。

ところでございます。

次に二十二ページでございますが、公債費でございます。こちらにつきましては、一時借入金の子といたしまして十万円を計上いたしましたところでございます。

次に、償還金及び還付加算金でございます。こちらにつきましては、一般被保険者保険税の還付金等々でございますが、百七十一万一千円の予算計上をいたしたところでございます。

次に予備費でございますが、平成二十一年度につきましては一千六百三十六万三千円の予備費の計上をいたしたところでございます。

次に、歳入の方に入りたいと存じますが、八ページでございます。こちらにつきましては国民健康保険税でございます。一般被保険者国民健康保険税で平成二十一年度六億六千六百万円を計上いたしましたところでございます。

次に、退職被保険者等国民健康保険税につきましては七千五百二十万円。

合計いたしました七億四千三百三十万円の予算計上で、前年度と比較いたしますと一億九百八十万円の減になっておりまして、この減額につきましては、制度絡みによります医療費抑制措置、あるいは後期高齢者医療への移行、それと前年度の余剰金等々でこういった減額にさせていただいたところでございます。

次に使用料及び手数料、手数料でございますが、こちらにつきましては、国民健康保険税の滞納者の方に係ります督促手数料でございます。二十二万円を計上させていただいたところでございます。

次に、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金でございますが、こちらにつきましては平成二十一年度予算といたしまして四億七千三百九十万一千円の予算計上をさせていただいたところでございます。

次に、高額医療費共同事業に係ります負担金といたしまして、一千二百八万五千円の予算計上をお願いするものでございます。

次に、特定健診等負担金、これは基準額の三分の一を国庫負担金として納入するものでございますが、平成二十一年度の予算といたしましては四百五十万二千円お願いするものでございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、調整交付金でございますが、こちらにつきましては一億二千七百十三万九千円の予算計上を行うものでございます。

次に、療養給付費交付金、療養給付費交付金で療養給付費交付金でございますが、こちらにつきましては、退職者医療に係ります交付金、支払基金の方法からの交付金でございますが、一億七千五百九十九万六千円の予算措置をいたしたところでございます。

次に、前期高齢者交付金、前期高齢者交付金でございます。こちらにつきましても、支払基金からの交付金で財政調整に係るものでございます。五億九千二百八十七万二千円の予算措置をしたところでございます。

次に、県支出金、県補助金でございます。民生費県補助金、福祉医療費波及増分と、それから療養給付費等に係ります財政調整の部分でございますが、平成二十一年度予算額といたしまして一億三百九十五万二千円の予算計上をいたしたところでございます。

次に、県負担金、高額医療費共同事業負担金でございますが、

こちらにつきましても、共同事業拠出金の財源といたしまして一千二百八万五千円の予算計上でございます。

次に特定健診等の負担金でございますが、こちらにつきましても、先ほどの国庫補助金、負担金と同じように、基準額の三分の一ということで四百五十万二千円の予算計上をいたしまして、県負担金の合計といたしまして一千六百五十八万七千円という計上をさせていただきました。

次に、共同事業交付金、共同事業交付金でございますが、こちらにつきましては、共同事業拠出金の財源として、国保連からそれぞれ補てんされるものでございますが、本年度予算額につきましては、昨年度より四千八万一千円増額の二億三千四百六十九万八千円の予算計上をいたしたところでございます。

次に、財産収入といたしまして、国民健康保険基金利子、それと国民健康保険高額医療費資金貸付基金の利子といたしまして四千円の予算計上をいたしたところでございます。

次に、繰入金、他会計繰入金でございます。一般会計からの繰入金でございますが、節にも掲げてございますように、保険基金安定繰入金、職員給与等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計からの繰入金ということ、平成二十一年度、一億一千四百四十二万七千円の予算計上をいたしたところでございます。

次に繰越金でございますが、五千四百六十九万九千円の予算計上をいたしたところでございます。

次に、諸収入でございます。延滞金、加算金及び過料でございますが、延滞金、加算金、ともに科目設定ということでそれぞれ

二千円、合計四千円の予算計上でございます。

それと、次に諸収入、町預金利子、町預金利子でございますが、こちらにつきましても一千円の予算計上いたしたところでございます。

次に雑入、第三者納付金でございます。こちらにつきましては二百万円の予算計上をいたしたところでございます。

諸収入、雑入といたしまして、本年度予算につきましては二百一万二千円の予算計上でございます。

以上、平成二十一年度の垂井町国民健康保険特別会計の予算といたしましては、歳入歳出それぞれ二十六億五千万円とするものでございます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようお願いしたいと存じます。

議長（丹羽豊次君） 暫時休憩いたします。再開は十時四十五分といたします。（午前十時三十分）

議長（丹羽豊次君） 再開いたします。（午前十時四十六分）

休憩前に引き続き補足説明を求めます。住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 続きまして、住民課所管に係ります特別会計につきまして補足説明させていただきます。

議第十六号平成二十一年度垂井町老人保健医療特別会計予算でございます。

一 ページをこらんいたきたいと存じます。

平成二十一年度垂井町老人保健医療特別会計の予算でございますが、第一条におきまして、歳入歳出ともにそれぞれ八百二十万

円と定めるものでございます。

それでは詳細につきまして、歳出の方から御説明をさせていただきます。

八ページでございます。款一総務費、項一総務管理費、目一一般管理費でございますが、こちらにつきましては事務経費を計上いたしておりまして、平成二十一年度予算額といたしまして六百二十四千円の予算計上をいたしたところでございます。

続きまして、款二医療諸費、項一医療諸費でございます。目一の医療給付費につきましてでございますが、こちらにつきましては、月おくれ分ですね。過誤調整分の医療給付費を計上いたしまして、六百八万六千円の予算計上をいたしたところでございます。

次に、同じく目二の医療費支給費でございますが、こちらにつきましても月おくれ分でございます。二十一万四千円の予算計上をさせていただきます。

次に、目三審査支払手数料につきましては、国保連合会に支払う分でございますが一万円。

合計、医療諸費といたしまして六百三十一万円でございしますが、御存じのように、この老人保健医療につきましては、後期高齢者医療への移行ということで、まだまだ月おくれ分の形での請求がございします。そちらの方の医療諸費として予算計上させていただきますところでございます。

続きまして、款三諸支出金、項一償還金でございます。償還金、還付金、ともにそれぞれ一千円ずつの予算計上をさせていただきました。精算によります支払基金、あるいは国への償還金等に充てるものでございますが、科目設定のためにそれぞれ千円ずつ予

算計上させていただきました。

続きまして、款三諸支出金、項二繰出金、目一一般会計繰出金でございますが、こちらにつきましても科目設定のために、精算によります一般会計の繰出金ということで一千円の予算計上をさせていただきました。

次に予備費でございますが、こちらにつきましては二十六万三千円の予算計上をさせていただいたところでございます。

次に歳入でございます。六ページをこちらにならなっていたかいたと存じます。

款一支払基金交付金、項一支払基金交付金でございます。こちらにつきましてはそれぞれ社会保険診療報酬からの医療費につきまます交付金、それから審査支払手数料の交付金でございます。平成二十一年度の予算といたしましては三百六万一千円の予算計上をいたしましたところでございます。

次に、款二国庫支出金、項一国庫負担金、目二医療費負担金でございますが、こちらにつきましては、老人保健医療費に係りまます国庫負担金でございます。平成二十一年度の予算額につきましては前年度と比較いたしまして一億一千四百四十万一千円の減の二百十万円の予算をお願いするものでございます。

次に、款三県支出金、項一県負担金、目一医療費負担金でございますが、こちらにつきましては、先ほどの国庫支出金と同じようなことで、医療費に係りまます負担金でございますが、平成二十一年度につきまして五十二万五千円の予算計上をいたしましたところでございます。

続きまして、款四繰入金、項一一般会計繰入金、目一一般会計繰

入金でございますが、医療費に係ります町の負担分でございます。それと事務費分を含めまして二百四十七万七千円の予算計上をいたしたところでございます。

次に、款五繰越金、項一繰越金、目一繰越金でございますが、一千円の予算計上でございます。

次に諸収入でございますが、科目設定のために延滞金、加算金ともにそれぞれ一千円ずつ、合計で二千円の予算を計上いたしましたところでございます。

次に町の預金利子でございますが、こちらにつきましても一千円の予算計上でございます。

次に、雑入といたしまして、第三者納付金、返納金、雑入でございますが、それぞれ科目設定のために一千円ずつ、合計三千円の予算計上をいたしましたところでございます。

以上、平成二十一年度の垂井町老人保健医療特別会計予算といたしまして、歳入歳出それぞれ八百二十万円とするものでございます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようお願いをしたいと思います。

次に、議第二十二号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

一ページをお願いいたします。

こちらにつきまして、平成二十一年度の垂井町後期高齢者医療特別会計の予算を第一条によりまして二億六千九百万円と定めるものでございます。

こちらの方につきましても歳出から御説明をさせていただきます。

八ページをお開き願いたいと存じます。

款一総務費、項一総務管理費、目一一般管理費でございます。こちらにつきましては人件費と、この特別会計運営に当たります事務経費を予算計上させていただきました。平成二十一年度の予算額といたしまして一千三百二十万二千円の予算計上を行うところでございますが、前年度と比較いたしましたして一千百三十六万三千円の増額になっております。こちらにつきましては、人件費等を昨年度は一般会計で見えおったわけでございますが、人件費等をこちらで計上させていただいた関係もございまして、増額となっております。

次に、款一総務費、項二徴収費、目一徴収費でございますが、こちらにつきましては、後期高齢者医療に係ります保険料でございますが、こちらはそれぞれの市町村が徴収することになっておりまして、その徴収に係る事務的経費でございまして、平成二十一年度につきましては八十五万一千円の予算計上を行ったものでございます。

次に、款二後期高齢者医療広域連合納付金、項一後期高齢者医療広域連合納付金、目一後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、こちらにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、市町村で徴収いたします保険料を県の後期高齢者連合へ納付するわけでございますが、こちらの納付金といたしまして、平成二十一年度、二億四千六百七十六万七千円の予算計上をいたしたところでございまして、前年度と比較いたしましたして六百八十四万円の増でございます。

次に、款三保健事業費、項一健康保持増進事業費、目一の健康

診査費でございますが、こちらにつきましては、岐阜県の後期高齢者医療から七十五歳以上の方の健康診査の委託を受けておりまして、そちらの健診に係ります費用でございます。平成二十一年度につきましては六百五十九万三千円の予算計上をお願いするところでございます。

次に、款四諸支出金、項一償還金及び還付加算金でございます。償還金及び還付加算金といたしまして、保険料等の還付でございますが、平成二十一年度につきましては十二万円の予算をお願いするところでございます。

続きまして、諸支出金、繰出金、他会計繰出金でございますが、こちらにつきましては一般会計の繰り出しでございます。科目設定のために一千円を見込んでおるところでございます。

次に、予備費といたしまして百四十六万六千円の予算計上をお願いするところでございます。

次に歳入でございますが、六ページをお開き願いたいと存じます。

款一後期高齢者医療保険料、項一後期高齢者医療保険料、それぞれ特別徴収保険料、それから普通徴収保険料でございます。こちらは平成二十一年度といたしましては一億九千七百十四万四千円の保険料収入を見込んでおるところでございます。

次に、使用料及び手数料、手数料でございますが、証明手数料並びに保険料滞納に伴います督促手数料、合計いたしまして三万一千円の予算計上をいたしたところでございます。

次に、款二後期高齢者医療広域連合支出金、項一委託金でございますが、こちらにつきましては、保健事業の委託金といたしま

して四百四万二千円、償還金及び還付加算金委託金といたしまして十二万円でございまして、委託金といたしまして四百十六万二千円の予算計上をお願いするところでございます。

次に繰入金でございます。一般会計からの繰入金でございます。これにつきましては事務費の繰入金でございます。平成二十一年度につきましては二千六百二十五万三千円の予算計上をお願いするところでございます。

次に、同じく一般会計からの繰入金ということで、保険基盤安定繰入金ということで、保険料軽減分に相当します部分でございますが、三千六百八十二万六千円。それと、保健事業に係ります経費の繰入金でございますが四百五十七万二千円。繰入金合計といたしまして六千七百六十五万一千円の一般会計からの繰入金を見込むものでございます。

次に、款五繰越金、項一繰越金、目一繰越金でございますが、一千円の予算計上をいたしたところでございます。

次に、款六諸収入、項一延滞金、加算金及び過料でございますが、こちらにつきましても一千円の予算計上。

次に預金利子でございますが、こちらにつきましても一千円、それから雑入につきましては九千円の、それぞれ予算計上をお願いするところでございます。

以上、平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計の予算といたしまして、歳入歳出それぞれ二億六千九百万円、予算措置をいたすところでございます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようお願いをしたいと思います。

以上、住民課所管に係ります特別会計の補足説明とさせていただきます。

だきます。

議長（丹羽豊次君） 水道課長古山則雄君。

〔水道課長古山則雄君登壇〕

水道課長（古山則雄君） それでは、水道課が所管いたします特別会計について補足説明をさせていただきます。

最初に、議第十四号平成二十一年度垂井町簡易水道特別会計について御説明をさせていただきます。ピンクの表紙でございます。最初に九ページをお開き願います。

款一総務費、項一総務管理費、目一一般管理費千五百十二万円で、対前年比三十二万円の増となったところで、主なもので人件費、そのほか電気設備、発電設備等、保安管理業務委託料などを計上させていただいております。

続きまして、款一総務費、項一総務管理費、目二財産管理費ですが、これは簡易水道基金の利子の積立金十四万六千円を計上させていただきます。いております。

続きまして十ページであります。款二事業費、項一事業費、目一事業管理費九千五百二十八万四千円で、対前年比五千八百十四万円の増となったところであります。主なものとして、各簡易水道の電気料や既設配水管などの漏水修繕費、また検針業務及び水質検査の委託料、そして配水管の布設がえ工事、消火栓新設工事、また北部簡易水道取水場しゅんせつ工事など各施設の維持管理に要する経費を計上するとともに、本予算におきまして主に増となったもので、北部簡易水道において将来も安全で安定した水の供給を持続するために前処理施設の増設工事を計上させていただきます。いております。

次に、目二飲料水供給施設事業管理費ですが、二十万円で昨年と同額計上させていただき、既設配水管の漏水修繕費、検針業務委託料などの経費であります。

次に十一ページであります。款四予備費、項一予備費、目一予備費四百二十四万九千円、対前年比百十四万円の増となったところであります。

款五災害復旧費、項一水道施設災害復旧費、目一簡易水道施設災害復旧費、昨年と同額の千円を計上させていただきました。

続きまして歳入であります。六ページをごらんいただきたいと思ひます。

款一分担金及び負担金、項一負担金、目一事業費負担金五百六十万六千円、対前年比五万円の増となったところで、新規の加入金や分水工事負担金などを見込み計上させていただきました。

続きまして、款二使用料及び手数料、項一使用料、目一水道使用料四千六百七十八万円で、対前年比十三万八千円の増となったところで、これは過去の実績をもとに積算計上し、七ページでは滞納繰越分を昨年と同額十万円を見込んだところであります。

項二手数料、目一水道手数料は、督促手数料など一万七千円、昨年と同額を見込みました。

続きまして、款三財産収入、項一財産運用収入、目一利子及び配当金十四万六千円見込み、これは基金の利子収入を計上いたしました。

次に八ページの款四繰入金、項二基金繰入金、目一簡易水道設備基金繰入金六千万円を計上させていただいております。

次に款五繰越金、項一繰越金、目一繰越金二百四十四万九千円、

対前年比五十八万八千円の減を見込んだところであります。

続きまして、款六諸収入、項一町預金利子、目一町預金利子、昨年と同額千円を計上させていただきました。

項二雑入、目一雑入も昨年と同額千円を計上いたしました。

一ページをお開きいただきまして、第一条で、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ一億一千五百万円と定めるものでございます。

以上、平成二十一年度垂井町簡易水道特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第二十三号平成二十一年度垂井町水道事業会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

一ページ、二ページをもつて説明させていただきます。

第二条で本年度の業務の予定量を明記しておりますが、給水戸数八千三百九十一戸ということで、対前年比四十八戸の増を見込みました。年間総配水量では三百七十五万八千方メートル、対前年比七万四千立方メートルの減となる予定で、一日平均配水量は一萬三百立方メートルと見込みました。主要な建設改良事業といたしましては、第六次変更事業に伴う府中増圧ポンプ場更新及び第二水源地一号取水場築造並びに朝倉増圧ポンプ場改修工事。そして施設改良として、公共下水道事業に伴う配水管布設がえや第一水源五号取水井戸更生工事などであります。

第三条では、収益的収入及び支出を表記しておりますが、そのうち収入予定額であります。水道事業収益といたしましては三億二千六百九十一万二千円ということで、対前年比八百三十一万五千円の減であります。内訳といたしましては、主に水道料金な

どの営業収益で三億二千四百二十九万七千円、対前年比六百六十六万九千円の減。営業外収益で二百六十一万五千円、対前年比百六十四万六千円の減を見込みました。

次に支出予定額であります。水道事業費用といたしまして三億七千七百九十五万四千円、対前年比四百七十七万五千円の増であります。内訳といたしましては、人件費を含む施設の維持管理費の営業費用で三億三千六百五万四千円、対前年比九百五万四千円の増。企業債の償還利子など営業外費用で三千七百七十二万七千円、対前年比五百二十九万一千円の減。予備費は四百七十七万七千円を計上いたしました。

続きまして、第四条の資本的収入及び支出のうち二ページの収入の予定額であります。資本的収入といたしまして三億四千七百四十七万二千円、対前年比一億九千九十一万二千円の増となりました。内訳といたしまして、加入金では新規分で五百八十九万円の増、工事負担金では公道分負担分で七百万円、他会計負担分では下水道工事に伴う布設がえ工事負担金などで八千四百五十八万二千円、企業債で二億五千万円計上いたしました。

次に支出予定額であります。資本的支出といたしまして五億三千五百四万六千円、対前年比一億五千九百二十二万五千円の増であります。内訳といたしましては、建設改良費では、第六次変更事業に伴う府中増圧ポンプ場更新及び第二水源地一号取水場築造並びに朝倉増圧ポンプ場改修工事や、下水道事業に伴う配水管布設がえ及び第一水源五号取水井戸更生工事などで四億八千七百三十九万三千円。企業債償還金で四千七百六十五万三千円であり、

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億八千七百五十七万四千円は、過年度分損益勘定留保資金一億八千七百五十七万四千円で補てんするものであります。

次に第五条の企業債であります。起債の目的は第六次変更事業、限度額は二億五千万円、起債の方法は証書借入及び証券発行、利率につきましては5%以内、以下、ただし書き、なお書きでそれぞれ明記しております。

次に第六条の一時借入金限度額を一千万円と定めるものであります。

第七条では、職員給与費を四千八百四十五万七千円と定め、

第八条では、棚卸資産の購入限度額を一千八百八十三万二千円と定め、

なお、十二ページ以降に資金計画、損益計算書、貸借対照表などを添付いたしておりますので、ごらんとしたいと思います。以上、平成二十一年度垂井町水道事業会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしく願います。

議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長小川孝夫君。

（健康福祉課長小川孝夫君登壇）

健康福祉課長（小川孝夫君） 健康福祉課に係ります特別会計につきまして補足説明させていただきます。

まず最初に、この黄色つばい表紙の住宅新築資金等貸付事業特別会計の方から御説明をさせていただきます。

一ページをごらんいただきたいと思います。

議第十五号平成二十一年度垂井町住宅新築資金等貸付事業特別

会計予算でございますが、第一条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ二百七十万円と定めるものでございます。

それでは歳出の方から御説明させていただきます。

一番最後の裏側になります八ページでございます。

款一事業費、項一事業費の方でございます。こちらの方では予算額十一万円でございますけれども、前年度比四千円の減額であります。償還事務に係ります事務的経費を計上させていただきますました。

款二公債費、項一公債費でございます。目一元金二百三十三万七千円で、前年度比三十二万七千円の減額であります。償還金の元金であります。

目二の利子でございますが、二十五万三千円で、三十六万九千円の減額であります。償還金の利子であります。

歳入の方へ移ります。六ページの方へお戻りください。

款一県支出金、項一県補助金、目一の民生費補助金でございます。一万二千円でございますが、今現在償還中の方が三名おられますけれども、その方に係ります県からの償還に係ります経費補助でございます。

款二繰入金、項一他会計繰入金、目一一般会計繰入金でございますけれども、百二十万円で前年度と同額であります。

款三の繰越金でございますけれども、二十八万五千円で、前年度比六万二千円の増額であります。

款四諸収入の項一町預金利子でございます。これは科目設定で千円を計上いたしております。

項二貸付金元利収入で百二十万二千円でございます。前年度比

七十五万八千円の減額でございます。先ほど現在償還中の方三名ということでお話をいたしました。住宅新築で二件、宅地取得で三件の今現在の貸し付け件数であります。最終償還につきましては平成二十五年の三月となっております。

以上、垂井町住宅新築資金等の特別会計予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、この緑色の表紙の不破郡介護認定審査会特別会計の補足説明をさせていただきます。

一ページをごらんいただきたいと思えます。

議第十九号平成二十一年度不破郡介護認定審査会特別会計予算でございます。

第一条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ千五百万円と定めるものでございます。

歳出の方から御説明させていただきます。

七ページをお開きください。

款一認定審査費、項一認定審査費の方でございます。ここでは千四百三十三万一千円で、前年度より七十一万三千円の減額でございます。主に委員報酬でありますとか、あるいは人件費を見ております。

続きまして、款二予備費、項一予備費でございますけれども、六万九千円を計上いたしております。

続きまして歳入ですけど、前ページ六ページでございます。

款一分担金及び負担金、項一負担金でございます。三百八十五万二千円で、前年度比十四万九千円の増額でございます。この審査会は関ヶ原町と共同で審査会設置をいたしておりますので、そ

の負担金でございます。この負担金割合としましては、六十五歳以上の方の人口割七〇％と平等割三〇％で計算して計上いたしております。

款三繰入金、項一他会計繰入金でございますが、一般会計繰入金としまして七百五十一万円、前年度比三十九万円の増額であります。こちらの方も、先ほどの関ヶ原町からの負担金割合に応じました垂井町負担分ということで、一般会計から繰り入れをするものでございます。

続きまして繰越金でございますが、十三万七千円を計上いたしております。

款五諸収入、項一町預金利子等で一千円を計上させていただきます。

先ほど一条で申しましたが、歳入歳出、千百五十万円ということでございます。

以上、不破郡介護認定審査会特別会計の補足説明とさせていただきます。

続きまして、この赤っぽい表紙の介護保険特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。

一 ページをこらんいたきたいと思いますが、議第二十号平成二十一年度垂井町介護保険特別会計予算でございます。

一条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ十五億九千万円と定めるものでございます。

また、第二条で一時借入金でございますけれども、一時借入金の借り入れ最高額は五千万円と定めるものでございます。

それでは歳出の方から御説明をさせていただきます。

十三ページをお開きください。

款一総務費、項一総務管理費、目一の一般管理費で二千二百七十二万四千円でございます。対前年度比百九十四万五千円でございますけれども、この減額につきましては、前年度まで予算措置をしておりました臨時職員賃金を見なくなりましたものが主なものでございます。この中で、節十三委託料でございますけれども、この中では居宅介護支援事業所に委託します介護予防サービス計画費などを計上させていただいております。

続きまして十四ページでございますが、款一総務費、項一の総務管理費、目二の連合会負担金でございます。こちらの方では十一万二千円を計上しております。前年度比二十五万七千円の減額でありますけれども、国保連との特別徴収に関するやりとりの回数が減りましたので、その負担金が減額となったものが主なものでございます。

項二徴収費、目一賦課徴収費でございます。百四十四万二千円でございますけれども、こちらの方は納付書の印刷代でありますとか郵送料等を計上いたしております。

続きまして、項三の認定審査費でございます。目一の認定調査等費で七百五十三万八千円、前年度比九十四万七千円の減額であります。この中で大きいのは節十二の役務費で、この主治医意見書作成等手数料、あるいは節十三委託料では介護事業所への認定調査委託料といたしまして二百七十五万七千円を見込んでおります。

続きまして十五ページでございます。款二保険給付費でございます。

項一介護サービス等諸費で、介護保険の居宅サービスを受けられるサービス給付費等であります。この中で特に予算額が多いのは、目三施設介護サービス給付費で五億九千六百万円でございます。これは介護保険施設から指定施設サービス等を要介護者の方が受けられた場合の給付でございます。項全体の計としましては、十六ページの上段で十二億五千三百二十万円、前年度比で五千九百万円の増額となっております。

また、次に項二の介護予防サービス等諸費であります。ここで各目につきましては、要支援の方に対して行います給付でございます。給付内容につきましては、先ほどの項一の介護サービス等諸費に準じております。項二の計といたしまして、十七ページの上段でございますけれども、四千五百八十万円で、前年度比十百万円の増額でございます。

続きまして、項三サービス給付費諸費でございます。目一審査支払手数料で百六十万円でございます。前年度比四十万円の減額でありますけれども、国保連合会に支払う審査支払手数料でございます。

続きまして、項四高額介護サービス等費でございます。こちらの方は、同じ月に一割の利用者負担が高額となりまして一定額を超えた場合に支給されるものでございます。

目一の高額介護サービス費で千六百万円、七十万円の増。

目二高額介護予防サービス費で五十万円、前年度同額でございます。

続きまして十八ページでございますが、項五特定入所者介護サービス等費でございます。こちらは施設サービス利用に際しまし

て食費や居住費が利用者負担になっておりますけれども、所得の低い方に対しまして平均的費用と所得段階ごとの負担限度額との差額を給付するものでございます。

目一特定入所者介護サービス費で、四千六百万円で前年度同額。
目二特定入所者介護予防サービス費で四十万円、こちらも前年度同額でございます。

続きまして、項六高額医療合算介護サービス等費でございます。目一で高額医療合算介護サービス費で五十万円、目二高額医療合算介護予防サービス費で十万円でございますが、こちらの科目につきましては新たに科目を設けたものでございますけれども、年間の医療保険と介護保険の自己負担額の世帯単位での合算額が高額になって限度額を超えた被保険者について償還を行うものでございます。

十九ページでございます。款三、項一の財政安定化基金拠出金で百四十九万円、前年度同額でございます。

款四の地域支援事業費でございます。項一介護予防事業費でございます。

目一の介護予防特定高齢者施策事業費で千二百三十五万三千円で、前年度比四百四十二万七千円の減額でございます。こちらの介護予防事業費と、款の方では地域支援事業でございますけれども、こちらでは要支援・要介護状態になる前の方、特定高齢者でありますけれども、その方への予防事業を展開していくものでございます。

目二介護予防一般高齢者施策事業費では百七十七万五千円で、前年度比一万六千円の減額でございます。

続きまして二十ページでございます。

項二包括的支援事業・任意事業費で、目一介護予防ケアマネジメント事業費から、ずうつと目五の任意事業費まででございますけれども、こちらの項の計で千七百二十三万三千円でございます。包括支援センターでの業務に関する経費を見ております。前年度比で五百二十四万三千円の増額でございます。

款五基金積立金で三千二十万円、款六予備費で七千五百八十八万二千円をそれぞれ見ております。

款七の諸支出金、項一の償還金及び還付加算金でございますけれども、それぞれ第一号被保険者保険料還付金で十五万円、償還金としまして五千五百万一千円を見ております。

続きまして歳入に入らせていただきます。八ページにお戻りをいただきたいと思っております。

款一保険料、項一介護保険料でございます。目一の第一号被保険者保険料で二億七千五百三十万円で、二千八百九十万円の減額となっておりますけれども、二十一年度から第四期に入りますが、そちらの保険料の見直しによるものでございます。

款三使用料及び手数料で手数料でございますけれども、督促手数料で三万六千円、前年度同額を計上いたしております。

款四国庫支出金、国庫負担金でございますけれども、二億四千七十二万一千円で、前年度比千二百二十二万円の増額であります。

この現年度分では二億四千七十二万円で見ておりますけれども、居宅介護給付費の二〇％と施設給付費の一五％、これを国が負担することになっておりますので、その分を計上いたしております。

項二国庫補助金で調整交付金でございますが、こちらの方は介

護給付費総額の四・二五％を見込ませていただいております。

目四地域支援事業交付金（介護予防）では、三百五十三万三千円でありまして、地域支援事業のうちの予防事業の二五％を見ております。

その下の地域支援事業交付金（包括的支援・任意）の六百九十五万四千円につきましては、包括的支援事業の四〇・五％を見込んでおります。

続きまして、款五支払基金交付金でございます。

目一介護給付費交付金で四億九百二十三万一千円でございますけれども、こちらの方では介護給付費総額の三〇％を見込んでおります。

目二の地域支援事業支援交付金四百二十三万九千円でございますが、こちらの方も地域支援事業費の三〇％を見込んでおります。款六県支出金、項一の県負担金で介護給付費負担金でございますが、二億二百六十一万三千円でございますけれども、こちらの方では居宅介護給付費の一・五％、それと施設給付費の一七・五％ということで算出をいたしております。

十ページでございますけれども、こちらの方では財政安定化基金支出金ということで千円を見ております。

項三県補助金で目二の地域支援事業交付金（介護予防）でございますけれども、こちらの方は、介護予防の地域支援事業の一・五％を見込んでおります。

その下の目三地域支援事業交付金（包括的支援・任意）で三百四十七万七千円でございますけれども、こちらは包括的支援事業費の二〇・二五％を見込んでおります。

項四委託金でございます。こちらの方は認定審査委託金ということで千円を計上いたしております。

また、款七財産収入におきましては、基金利子ということによって十六万円を計上いたしております。

続きまして十一ページでございますが、款九の繰入金でございます。項一一般会計繰入金でございますが、目一介護給付費繰入金で一億七千五百三十三千円で、前年度比七百五十一万二千円の増額でございます。これにつきましては、介護給付費の二・五％を町が負担するため繰り入れるものでございます。

次に事務費等繰入金ですが、二千七百六十五万五千円で、前年度比二万一千円の減額でございます。こちらの方は事務費等の一般事務費繰入金でございます。

目三地域支援事業繰入金（介護予防）で百七十六万七千円、こちらにつきましては介護予防地域支援事業の二・五％を町から繰り入れるものでございます。

目四地域支援事業繰入金（包括的支援・任意）でございますが、三百四十七万七千円ですけれども、これにつきましては包括的支援事業の二〇・二五％を町から繰り入れるものでございます。

款九の繰入金、基金繰入金でありますけれども、ここで新たに目二で介護従事者処遇改善基金繰入金としまして四百五十万円を見ておりますが、今回、二十年度の補正予算並びに条例制定を願ってしておりますが、二十一年度につきましては第一号被保険者保険料軽減分として四百五十万円を繰り入れるものでございます。

次に款十繰越金でございますけれども、一億七千二百十九万円

を見込んでおります。

次に十二ページでございますが、款十一諸収入で、項一の延滞金、加算金及び過料でございますけれども、二千円でございます。項二の預金利子につきましても千円を見ております。

項三の雑入でございますけれども、目一第三者納付金で五万円、返納金で一千円、それぞれ前年と同額を計上いたしております。

また、雑入では四百八十八万四千円を見込んでおります。

また、款十二の町債につきましては、財政安定化基金貸付金といたしまして千円を計上いたしております。

以上で介護保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、最後でございますけれども、この肌色つばい表紙の不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。

一ページをごらんいただきたいと思いますが、議第二十一号平成二十一年度不破郡障害者自立支援認定審査会特別会計予算。

第一条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ百十万円と定めるものでございます。

歳出の方から御説明させていただきます。

七ページでございますが、認定審査費でございます。百十万円で前年度比十万円の減額であります。各委員さんの報酬等事務的経費を計上させていただきました。

歳入でございますが、前ページ六ページでございます。

款一分担金及び負担金、項一負担金でございますが、三十万五千円、前年度比二万六千円の減額であります。こちらの審査会につきましても、関ヶ原町と共同設置をいたしております。両町で

障害者手帳の所持者の方の割合で負担割合を決めております。人口割で七〇％、平等割で三〇％ということで負担をしております分で、関ヶ原町からの負担の受け入れでございます。

款三繰入金で、こちらは一般会計繰入金で五十八万五千円でございますけれども、前年度比十萬円の減額であります。これは先ほどの負担割合を計算しました垂井町分を一般会計から繰り入れをするものでございます。

また、款四繰越金としまして二十一万円を見ております。

こちらの会計では百十萬円の予算総額ということでございます。以上、健康福祉課に係ります特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

議長（丹羽豊次君） 下水道課長西川均君。

〔下水道課長西川均君登壇〕

下水道課長（西川均君） 下水道課が所管いたしますものについて補足説明を申し上げます。

初めに議第十七号、垂井町公共下水道事業特別会計についてであります。水色の表紙でございます。

新年度の公共下水道事業につきましては、平成十七年度より五年目の最終年度を迎えます地域再生計画に基づき、宮代・垂井・綾戸地区の一部地域の管渠整備を進めてまいります。また、平成二十二年度以降の下水道事業見直しを図るべく、下水道事業変更認可を取得いたしましたして事業を推進してまいります。また、浄化センターにつきましては、水処理施設の二系列目の施設整備に係ります基本設計の見直しを実施してまいります。また、施設の効

率的な維持管理運営に努めるべく予算措置をさせていただきます。た。

それでは歳出の十ページでございます。

款一公共下水道費、項一公共下水道費、目一下水道建設費、本年度は五億三百八十四万七千円で、前年対比一億三千六百六十七萬円の減額であります。これらは整備事業費の縮小による減額であります。節十三の委託料関係で、一番、浄化センター水処理施設増設、既設三分の一系列稼働に、あと三分の一系列の増設整備の見直し業務の委託料を新たにここでお願いをいたしております。次に十一ページです。五番、平成十七年度下水道事業認可区域の整備の完了に伴います拡大認可区域を設定するための業務の委託料を新たにお願いをいたしております。節十五の工事請負費、宮代・垂井・綾戸三地区の管渠整備事業、総延長五・四キロの整備計画を予定しております。なお、資料といたしましてお手元の封筒に位置図を配付させていただきました。参考にしていただければと思います。節二十二の補償、補填及び賠償金です。下水道管網整備に伴います水道管、電柱などの移転補償としてお願いをいたしております。

次に目二の施設管理費であります。本年度は一千七百八十七千円で、前年対比三百二十萬円の減額であります。これらは新財務システム改変事業の完了による減額でございます。

次に十二ページの目三の浄化センター費です。本年度は一億一千九百二十九万一千円で、前年対比二百二十二万八千円の増額であります。浄化センター施設管理用光熱水費の高騰などによる増額でございます。

次に十四ページです。款三公債費、項一公債費、目一元金、本年度は二億四千七百六十七千円で、前年対比二千一百四十四千円の増額であります。これらは公共下水道整備事業に要した下水道債の元金の償還金であります。

続きまして目二の利子です。本年度は一億二千五百八十二万五千円で、前年対比百三十八万一千円の増額であります。

以上、歳出合計十億一千四百万円を計上いたしました。続きまして、七ページの歳入でございます。

款一分担金及び負担金、項一負担金、目一下水道事業負担金、本年度は六千九百五十万五千円で、前年対比七百二十六万四千円の増額であります。下水道事業の受益者負担金として見込んでおります。

款二使用料及び手数料、項一使用料、目一下水道使用料、本年度は一億四千七百八十三万七千円で、前年対比一千七百五十八万五千円の増額であります。下水道使用料として二千六百二十六世帯分を見込んでおります。

次に八ページでございます。款三国庫支出金、項一国庫補助金、目一下水道費国庫補助金、本年度は一億一千五百万円で、前年対比四千五十万円の減額であります。汚水処理施設整備交付金と公共下水道事業補助金として補助率五〇%を見込んでおります。

款六繰入金、項一他会計繰入金、目一一般会計繰入金、本年度は三億七千七百八十五万二千円で、前年対比六千七百五十二万六千円の減額であります。議第十一号の垂井町下水道事業特別会計への繰り入れでもお願いいたしております、財源の不足を一般会計から繰り入れをしていただくものであります。

款七繰越金、項一繰越金、目一繰越金、前年度と同額の七千万円であります。

次に九ページでございます。款八諸収入、項二雑入、目一雑入、本年度は九百五十三万二千円で、前年対比六十七万三千円の減額であります。節一の雑入で、消費税の還付金として見込んでおります。

款九町債、項一町債、目一下水道債、本年度は二億二千七百六十五万円で、前年対比三千百十五万円の減額であります。

以上が歳入の補足説明であります。一ページに歳入の補足説明で、一条の、歳入歳出の予算総額はそれぞれ十億一千四百万円と定めております。

二条の地方債であります。四ページで二表に調書を掲載させていただきました。起債の目的は公共下水道事業、限度額は二億二千七百六十五万円、起債の方法は証書借入及び証券発行でございます。利率は五・〇%以内、あと、ただし書きで利率見直しを明記しております。償還の方法といたしましては借り入れ先の融資条件によるものとする。あと、ただし、なお書きで融資条件を明記しております。

また一ページに戻っていただきまして、三条の一時借入金でございます。一時借入金の最高限度額を三億五千七百万円と定めるものであります。

以上、平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計の補足説明を申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、議第十八号の平成二十一年度垂井町農業集落排水

事業特別会計予算の補足を御説明申し上げます。ダイダイ色の表紙でございます。

それでは、歳出の八ページから御説明をいたします。

款一総務費、項一総務管理費、目一一般管理費、本年度は七百十四万四千円で、前年対比五十三万二千円の減額であります。新財務システム改変事業完了による委託料の減額であります。節十九の負担金、補助及び交付金の二番、建設資金の地元負担分の借り入れを補助金としてここでお願いをいたしております。

款二管理費、項一維持管理費、目一維持管理費、本年度は一千六百九十五万一千円で、前年対比七十万八千円の増額であります。北部第一・伊吹農業集落排水処理施設の経年劣化による修繕費の増額であります。節十一の需用費、三の修繕料でございます。継続事業といたしまして北部第一農業集落排水区域内の老朽化が著しい公共ますの取りかえ修繕と、また北部第一・伊吹両施設の排水処理機器の経年劣化によります修繕として新たをお願いをいたしております。

次に九ページでございます。

款四公債費、項一公債費、目一金であります。本年度は七百十一万四千円で、前年対比十二万七千円の増額であります。これらは伊吹農業集落排水事業の実施によります建設資金の借入償還金であります。

また、目二の利子につきましては、本年度は二百三十二万五千円で、前年対比十二万七千円の増額であります。借入償還金の利子をここでお願いをいたしております。

十ページは北部第一農業集落排水事業に対します補助金の債務

負担行為であります。

以上、歳出の合計は三千三百七十万円をお願いいたしております。

続きまして六ページの歳入であります。

款二使用料及び手数料、項一使用料、本年度は一千二百六十七万四千円で、前年対比二十九万三千円の減額であります。これらは北部第一、百九世帯と伊吹、六十三世帯分の下水道使用料を見込んでおります。

次に七ページ、款四繰入金、項一他会計繰入金、本年度は二十九万三千円で、前年度比十七万六千円の増額であります。下水使用料金をもってなお不足する財源を一般会計からお願いをしているものであります。

款五繰越金、項一繰越金、前年度同額で六十万円をお願いいたしております。

以上、歳入の御説明にかえさせていただきます。

一ページに戻っていただきまして、一条であります。歳入歳出の予算の総額をそれぞれ三千三百七十万円に定めるものであります。

以上、平成二十一年度垂井町農業集落排水事業特別会計の補足説明を申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（丹羽豊次君） 暫時休憩いたします。再開は午後一時十五分といたします。（午前十一時五十三分）

議長（丹羽豊次君） 再開いたします。（午後一時十五分）

休憩前に引き続き補足説明を求めます。総務課長小藪鉄男君。

〔総務課長小藪鉄男君登壇〕

総務課長（小藪鉄男君）　続きまして、条例関係ほかの補足説明をさせていただきます。

私の方からは、総務課の所管に係ります議第二号垂井町長期継続契約に関する条例の制定についてと議第四号垂井町職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部改正について、これは三本の条例の改正でありますけど、私の方から補足説明をさせていただきます。

まず、議第二号垂井町長期継続契約に関する条例の制定についてであります。まず第一条につきましては趣旨でありますけれども、地方自治法施行令第六十七条の十七でございますけれども、この規定につきましては、長期継続契約を締結することができる契約として、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または業務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるものと規定しております。この規定を受けまして、長期継続契約を締結することができる契約に関し、必要な事項を定めるものというものであります。

第二条は長期継続契約を締結することができる契約についてであります。一号、二号に各号列記いたしております。

一号につきましては物品を借り入れる契約で、商慣習上、複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものということで、例えば事務機器、OA機器の借り入れリースなどの契約が想定をされます。

二号では、経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年度当初から提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保するために、複数年にわたり契約を締結する必要があるものということで、例えば施設等の管理業務委託契約等が想定をされるわけであります。

第三条は委任についてであります。この条例の施行に関し必要な事項ということで、契約対象、契約期間について規則で定めていくこととなります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでもあります。

続きまして、議第四号垂井町職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部改正についてであります。学校教育法と独立行政法人国際協力機構法の改正に伴う条項移動を受けまして、同法を引用しております。当町の三つの条例について条名等の改正を行うものであります。

条例の新旧対照表一ページをあわせてごらんいただければと思います。

まず、第一条が、垂井町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正であります。大学等教育施設について規定をいたしております。第四条の中の第一号の中で、学校教育法の条名を引用しております。「第五十二条」を「第八十三条」に改めるんですが、これは大学の目的について規定している条文でありますけれども、条項移動により改めるもの。それから「第五十七条」を「第九十一条」に改めます。これは大学の専攻科及び別科について規定しております。これも条項移動になっております。続き

まして「第六十二条」を「第九十七条」に改めます。これは大学の設置に関する規定ですけれども、これも条項移動になっております。

続きまして第二号中ですけれども、「第六十八条の二第四項第二号」を「第四百四条第四項第二号」に改めるんですが、これにつきましては、独立行政法人大学評価・学位授与機構の学位授与に関する規定であります。これも条項移動がされました。それに伴う改正でございます。

続きまして第五条、これは奉仕活動に関する規定でありますけれども、独立行政法人国際協力機構法の「第十三条第一項第三号」を同条の「第一項第四号」に改めるんですけれども、これにつきましては、機構が行う業務について各号列記をいたしておりますが、ここで号の繰り下げが行われております。三号から四号に繰り下げられたというを受けて改正をするものでございます。

続きまして、第二条は垂井町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正であります。

第一条第一項中ですけれども、設置に関する規定でありますけれども、この中で学校教育法の「第二十九条及び第四十条」をそれぞれ「第三十八条及び第四十九条」に改めるものですけれども、これも、二十九条が小学校の設置、第四十条が中学校の設置であります。条項移動になっておりますので、それぞれ当該条に条名を改めるものでございます。

続きまして第三条は、垂井町幼稚園設置条例の一部改正であります。

第一条、これも幼稚園の設置に関する規定でありますけれども、この中で、学校教育法の「第七十七条」、これは幼稚園の目的を規定しているんですけれども、それが条項移動により「第二十二條」になったということで、そのように改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでもあります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（丹羽豊次君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 私の方からは、議第五号垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、大変申しわけございませんが、正誤表が出ておりますので、改正条例の最後のページになりますが、第三項、こちらは「前条」となっておりますところを「前項」に訂正をお願いしたいと存じます。まことに申しわけございません。

それでは説明に入らせていただきます。

今回の改正の主な内容につきましては、御存じのようにごみ処理手数料を徴収するものでございまして、一般家庭ごみの排出抑制、それと行財政改革の一環といたしまして、ごみ処理経費に係ります新たな財源の確保のために、一般家庭から排出されます可燃ごみにつきまして処理経費の一部を負担していただくため、手数料を徴収させていただくものでございます。

それでは、改正条例並びに新旧対照表三ページをごらんいただきます。

きたいと存じます。

垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の中に別表第一第一号がございまして、そちらの方に垂井町クリーンセンターに搬入されますごみ処理手数料等について記載がされておるわけですが、町が町指定の収集袋により収集及び運搬し、処分されるもの」についての手数料を徴収するものでございまして、一袋につきまして、大きい袋について五十円、小さい袋について三十円の処理手数料を徴収しようとするものでございまして、

附則といたしまして、この条例の施行期日につきましては、平成二十一年十月一日から施行をさせていただきたいというものでございまして、

続きまして附則の二項でございまして、経過措置といたしまして、この条例の施行に当たりましては、町指定の収集袋を新たなものに変更してまいります、経過措置といたしまして、平成二十二年九月三十日まで、いわゆる執行から一年間でございますが、旧収集袋、現在の収集袋でございますが、排出される場合につきましては新たに設置いたします手数料との差額相当分を手数料として徴収する旨の規定でございまして、大きい袋につきましては四十円、小さい袋につきましては二十円とまいります規定でございまして、

第三項といたしまして、委任でございまして、こちらは経過措置におけます徴収方法等につきましては、規則に委任する旨の規定でございまして、

以上、補足とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） ただいま上程されております健康福祉課所管に係ります議第六号垂井町介護保険条例の一部改正につきまして補足説明申し上げます。

あわせて新旧対照表をごらんいただきたいと思いますけど、三ページからになっております。

今回の改正につきましては、介護保険法第一百七条に基づく三年を一期といたします介護保険事業計画を定めることによりまして、介護給付サービス量見込み、サービス提供施設状況等を踏まえまして、月額基準額を算定いたしました。

また、今回、平成二十一年度からの第四期介護保険料率の改定につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付をされます。この交付金につきましては、本議会におきまして介護従事者処遇改善基金条例の制定につきましてお願いをしております。この介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策としまして、三％の介護報酬改定に伴います保険料の上昇を段階的に抑制するというものでございまして、二十一年度につきましては改定による保険料上昇分一〇〇％、二十二年年度につきましては改定による保険料上昇分の五〇％、二十三年度はございません。三年間をならしますと半分になるわけですが、原則、保険料基準額といえますのは、今の交付金を各年度ごとに当てはめずと階段状になるわけでございますけれども、保険者の裁量で保険料基準額を三年間同一とすることもできるため、これまで第一期から第三期まで三年間同一保険料でありましたけれども、引き

続きなじみやすいものと、第四期につきましても三年間同一基準額といたしました。

なお、本改正におきましては、保険料の基準額につきまして、特別対策による交付金を繰り入れないこととした場合の保険料を本条例の本則に規定することとなっているため、実際の保険料となりまず緊急特別対策後の保険料につきましては、附則で規定することといたしております。特別対策による交付金を繰り入れない場合の月額基準額は三千五百二十円、繰り入れた場合 繰り入れた場合が実際の月額基準額になりますけれども、三千四百七十円と算定いたしました。今、第三期は三千九百三十円でありますので、四百六十円ばかり月額基準額で下がるということになります。

また、第一号被保険者の普通徴収の納期につきましては、現在十二期であります。国民健康保険及び住民税におきまして当初賦課を実施している六月に合わせまして三月までの十期とするものであります。このことにより普通徴収の仮徴収がなくなり、六月に本算定となり、納期が国保等と統一され、わかりやすくなるものと思われまます。

それでは改正内容であります。第二条では、ここは保険料率の規定でありますけれども、第四期の期間としまして「平成二十一年度から平成二十三年度まで」に改め、同条第一号であります第一段階の方、町民税非課税の老齢福祉年金受給者、そして生活保護受給者に対してでありますけれども、及び第二号は第二段階、町民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額が八十万円以下の方でありますけれども、基準額の〇・五を掛けまして、

「二万三千五百八十円」を「二万二千二百八十円」に改めるものであります。第三号は第三段階、町民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額が八十万円以上の方でありますけれども、基準額の〇・七五で、「二万五千三百七十円」を「三万六千八百八十円」に改めます。第四号につきましては第四段階、本人が町民税非課税の方でありますけれども、「四万七千六百六十円」を「四万二千二百四十円」に改めさせていただきます。第五号につきましては第五段階、これは本人町民税課税者で合計所得金額が二百万円未満の方でありますけれども、基準額の一・二五で、「五万八千九百五十円」を「五万二千八百円」に改めるものであります。第六号は第六段階、本人町民税課税者で合計所得金額が二百万円以上の方でございますけれども、基準額の一・五で、「七万七千四百円」を「六万三千三百六十円」に改めるものでございます。

続きまして第三条第一項であります。ここでは普通徴収に係ります保険料の納期を、年十二期から、六月末を第一期としまして翌年三月末を十期とする年十期に改めるものでございます。

続きまして第三条第二項につきましては、納期の字句の整理をいたしました。あとは仮算定の規定箇所を削除し第三項としまして、第二項として第一項の規定の納期によりがたい場合についての規定を加えるものでございます。

第五条、普通徴収の特例及び第六条、普通徴収の特例に係る保険料の額の修正の申し出の規定でありますけれども、この五条・六条につきましては削除をいたしまして、第十条及び第十一条につきましては徴収猶予・減免の規定であります。納付義務者に係る語句の整理をいたしました。

第十二条は保険料に関する申告の規定であります。十期にすることで七月本算定が六月本算定になりますので、「六月末日」を「四月十五日」に改めるものでございます。

附則といたしまして、第一条、施行期日につきましては、この条例は平成二十一年四月一日から施行する旨の規定であります。

第二条は経過措置の規定でございますが、改正後の垂井町介護保険条例第二条の規定は、平成二十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

第三条につきましては、平成二十一年度から二十三年度までにおける保険料率は、第二条の規定にかかわらず三万八千十円とするものであります。この規定につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令によりまして、その中で、第四期において保険料負担段階、第四段階で公的年金収入及び合計所得金額の合計が八十万円以下の方につきまして、基準額に準じる割合を軽減することができますことになったことを踏まえまして、基準額の〇・九とした保険料率としたものであります。

第四条につきましては、平成二十一年度から二十三年度までの保険料率であります。第二条及び前条の規定にかかわらず、次の第一号被保険者の区分に応じ、各号に定める額とするものであります。

冒頭お話をさせていただきましたけれども、本改正におきましては特別対策による交付金を繰り入れないこととした場合は本条例本則に規定ということでありまして、第二条で改め、実際の

保険料となります緊急特別対策後の保険料につきましては本附則で規定をするものであります。

第一号につきましては第一段階の方でありますけれども、二万八千二十円。第二号につきましては第二段階の方で、同じく二万八千二十円。第三号につきましては第三段階の方で、三万一千二百三十円。第四号は第四段階の方で、四万一千六百四十円。第五号は第五段階の方で、五万二千五百円。第六号は第六段階の方で、六万二千四百六十円。第七号につきましては、第四段階で、先ほど申しました公的年金収入及び合計所得金額の合計が八十万円以下の方について軽減をいたすものであります。基準額の〇・九として保険料率を出しまして、三万七千四百七十円とするものであります。

この介護従事者処遇改善臨時特例交付金による緊急特別対策後の保険料につきましては、第四段階の基準額で月額としますと五十円、第一段階の方で月額二十五円、第六段階の方で月額七十五円引き下げられることとなります。

以上、議第六号に係ります補足説明とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） 産業課長若山隆史君。

〔産業課長若山隆史君登壇〕

産業課長（若山隆史君） 産業課所管に係ります議第七号垂井町土地改良事業等補助金交付条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

新旧対照表がお手元にあるかと思いますが、八ページをお開きいただきたいと思っております。

この土地改良事業等の補助金交付条例につきましては、第四条

におきまして、それぞれの土地改良関係事業が定められている条例の中で補助率を定めた条項でございます。その中で、個人の農業者、あるいは土地所有者の方が単独でもって圃場整備等を行われた場合、金融機関から特別低利融資を受けて、それを実施すると。その低利融資を受けた額を控除した額について百分の四十の補助を町が持ちますよという条項でございますが、その金融機関の取り扱いが、今回、昨年十月でございましたが、農林漁業金融公庫、それから国民金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行、この四行が合体しまして、株式会社日本政策金融公庫という組織体に改められました。したがって、この所要の改正をさせていただきますということでございます。

本文に入らせていただきますが、第四条第七号中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附則としまして、公布の日から施行することとさせていただきます。

以上、補足とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 建設課が所管いたします二つの議案について補足説明させていただきます。

まず、議第八号の垂井町いきいきパターゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

昨年の三月議会に、近年のグラウンドゴルフブームによりましてプレーする場が少ないということから、パターゴルフ場でグラウンドゴルフがプレー可能になるようになりました。以降一年が

過ぎまして、それぞれの利用者も増加いたしました。さらに利用者の利便性を向上させるために年間利用券を設置させていただくものでございます。

新旧対照表が配付されております。九ページでございます。

別表（第六条関係）でございますが、ゴルフ場の金額の欄に年間定期券、大人は五千元、小・中学生は二千五百円を追加させていただきますのでございます。料金の設定につきましては、年間五十二週ございますので、週一回御利用していただくということを想定いたしました。千円未満を切り捨てまして五千元とさせていただきますのでございます。

また、パターゴルフのところを、グラウンドゴルフのクラブも貸し出し可能といたしたく、「パター」を削除いたしました。それぞれのクラブという意味で「クラブ」と変更するものでございます。なお、クラブの貸し出し料金は変更ございません。

本文での附則といたしまして、この条例は平成二十一年四月一日から施行するものでございます。

以上、補足説明といたします。

続きまして議第十号でございますが、町道路線認定調書が配付されております。これにて説明させていただきます。

今回の町道認定につきましては、平成十九年度から平成二十年度にかけて行いました道路改良二件と平成二十一年度に計画いたしております二件の四路線でございます。

まず最初に、二千百十六番の路線番号でございますが、路線名は宮代百十六号線でございます。二枚目に全体の位置図がございます。その次にそれぞれの認定路線の位置図がございます。宮代

百十六号線につきましては、平成十九年度から山田川に沿って左岸堤を上流に向かって道路改良を進めてまいりました。昨年、二十年度でございますが、道路用地を確保いたしました。宮代保育園南、宮代十号線でございますけれども、そこから南宮大社前の町道垂井栗原線までの幅員四メートルから四メートル二十の、延長が百十五・八メートルでございます。

次に、路線番号二千百十七番、路線名が宮代百十七号線でございます。これは、平成十九年度に宮代南森下地内で排水路とあわせて既存道路を拡幅整備してまいりました。この路線でございます。起点は宮代八十三号線、ちょうど垂井警察署からずうつと南へ伸びております幹線道路でございますが、そこから垂井栗原線、南森下住宅のところの道路でございます。そこへ接続されます、延長が百四十五メートルの、幅員が五・五メートルでございます。その道路でございます。

続きまして五千百六十七番、府中八十七号線でございますが、これは府中字清水地内におきまして、自治会要望によりまして生活道路を新設改良するものでございます。これは新年度用地買収に当たりまして今回路線認定をお願いするものでございます。起点は梅谷川新折戸橋西、府中三十九号線でございますが、そこから府中四十四号線、これはこの認定位置図にもございますとおり集落の方へ入ってくるわけでございますが、一部、民間開発で四メートルの道路改良がなされておるところへ接続するものでございます。延長は九十メートル、幅員は四メートルから六メートルでございます。

最後でございますが、五千百六十八番、府中八十八号線ござ

います。この路線も地元要望で道路改良いたすものでございますが、起点は府中宮代線、旧道でございますが、ここから梅谷川右岸堤防道路の方へ、垂井二十号線でございますが、そこまで接続する道路で、延長は百メートル、幅員は四メートルから五メートルでございます。

今回の道路認定四路線につきましては、いずれも市街化区域内の道路と、一部調整区域もございますけれども、市街化区域内の宅地の未利用地を開発していくために積極的に道路改良していくものでございますが、この四路線の道路認定をお願いするものでございます。よろしく御審議賜りたくお願い申し上げます。
議長（丹羽豊次君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 企画調整課が所管いたします議第九号垂井町ふれあい交流事業特別会計条例の廃止につきまして補足説明させていただきます。

ふれあい交流事業特別会計は、ふれあい交流事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため平成二年三月に設置されたものであります。この運用につきましては、ふれあい交流基金から生ずる利子・果実をもって運用することとしておりましたが、金利の低下などにより基金の利子だけでは運用できない状態が続いております。こうしたことを踏まえる中で、ふれあい交流事業は一般会計予算で執行することとし、この特別会計は廃止するものであります。

それでは本文に入らせていただきます。

垂井町ふれあい交流事業特別会計条例を廃止する条例。

垂井町ふれあい交流事業特別会計条例は、廃止する。

附則としまして、この条例は平成二十一年四月一日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

議長（丹羽豊次君） 下水道課長西川均君。

〔下水道課長西川均君登壇〕

下水道課長（西川均君） 下水道課が所管いたします議第十一号垂井町公共下水道事業特別会計への繰入れについて補足説明を申し上げます。

平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計の財源内訳は、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、繰越金、下水道債などが主な財源の構成であります。下水道事業認可区域内の整備率は、本年度末で約四一％とまだ低く、財源不足を生じている状態であります。これらの財源の不足につきましては一般会計から繰り入れをお願いいたし、財源の収支を凶らせていただくものであります。

それでは本文の御説明を申し上げます。

地方財政法第六条の規定により、垂井町公共下水道事業特別会計は、次のとおり平成二十一年度垂井町一般会計から繰り入れるものとする。

一番、繰入金額は三億七千七百八十五万二千円。

二番、繰り入れ理由といたしましては、公共下水道事業収入が見込めないためであります。

よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（丹羽豊次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっており各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第二号及び議第四号から議第二十三号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決しました。

日程第三 議第三号 垂井町介護従事者処遇改善基金条例の制定について

議長（丹羽豊次君） 日程第三、議第三号垂井町介護従事者処遇改善基金条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第三号垂井町介護従事者処遇改善基金条例の制定について提案理由を御説明申し上げます。

介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国からの交付金を受けて基金を設置するための条例を制定しようとするものであります。

細部につきましては健康福祉課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） ただいま上程されております健康

福祉課所管に係ります議第三号垂井町介護従事者処遇改善基金条例の制定につきまして補足説明申し上げます。

本条例制定につきまして、国におきまして第四期計画期間における介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策が決定されたことを受けまして、介護報酬改定に伴います介護保険料の上昇を抑制するために交付金が交付されるわけではありますが、市町村においてはこの交付金による基金を平成二十年度中に造成することが求められておりますので、本条例の制定をお願いするものであります。

国におけますこの緊急特別対策とは、平成二十一年度の介護報酬改定、プラス三%でありますけれども、それによりまして介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の上昇の抑制等を行うものとして交付金が交付されるものであります。二十一年度は上昇分の全額、二十二年度は上昇分の半額、二十三年度につきましてはゼロでありますけれども、その交付金が今月中に交付されますので、それを基金としまして持つわけでございます。なお、本基金は平成二十三年度末をもって解散し、その時点で残余額がある場合には国に返還することが求められております。

それでは本文であります。

第一条、設置の目的でありますけれども、介護従事者の処遇改善を図るといふ平成二十一年度の介護報酬改定の趣旨にかんがみ、改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、本基金を設置するものであります。

第二条は基金の額の規定、第三条は管理の規定、第四条は運用

益金の処理の規定であります。

第五条は繰りかえ運用の規定であります。

第六条は処分の規定でありますけれども、一号は四月からの介護保険料の介護報酬改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てるもの、二号は軽減に係る広報啓発に要する費用、その他軽減措置実施の準備経費等の財源に充てるというものであります。

第七条は委任の規定で、条例の施行に関し、必要な事項は町長が別に定めるといふものでございます。

附則といたしまして、第一項で、施行期日としまして、この条例は公布の日から施行ということとす。

附則第二項につきましては、この条例の失効につきましては平成二十四年三月三十一日限りとするもので、基金に残余がある場合は国庫に納付するというものでございます。

以上、議第三号に係ります補足説明とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔拳手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 基金の総額といえますか、金額は幾らですか。

議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 六番議員の御質問にお答えさせていただきます。

基金の額としましては、先ほど、二十一年度は改定分の全額、二十二年度は半額と言いましたけれども、トータルで一千三百三十九万四千百円を予定しております。一千三百三十九万四千百円でございます。

議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三号垂井町介護従事者処遇改善基金条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四 議第二十四号 垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について

議長（丹羽豊次君） 日程第四、議第二十四号垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第二十四号垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について提案理由を御説明申し上げます。

今回の変更は、公共下水道事業費の減額に伴い、平成二十年度垂井町一般会計から垂井町公共下水道事業特別会計への繰り入れの額を変更するものであります。

細部につきましては下水道課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（丹羽豊次君） 下水道課長西川均君。

〔下水道課長西川均君登壇〕

下水道課長（西川均君） 議第二十四号垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更につきまして補足説明を申し上げます。

ただいま提案者の説明にありましたように、平成二十年度の垂井町公共下水道事業特別会計の公共下水道事業費の確定によります一般会計からの繰入金の減額をもって調整させていただくものであります。

それでは本文でございます。

垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について、平成二十年度垂井町一般会計からの繰入金を次のように変更するものであります。

一の繰入額でございます。変更前といたしましては四億四千五百三十七万八千円、変更後といたしまして四億四千八百八十七万八千円で、三百五十万円の減額であります。

二の変更理由といたしましては、公共下水道事業費の減額による繰入額の減であります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 変更理由として公共下水道事業費の減額による繰入額の減とありますが、事業費の減額はなぜ起きたのか、その辺のまず理由をお知らせください。

議長（丹羽豊次君） 下水道課長西川均君。

〔下水道課長西川均君登壇〕

下水道課長（西川均君） 六番議員の御質問について、減額理由はということでございます。理由といたしましては、平成二十年度で実施しております公共下水道事業そのものが完了いたしましたので、請負金額の額並びに入札差金などが生じた額を減額ということとで、今回減額の補正をさせていただいているものでございます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（丹羽豊次君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 今、入札差金というふうにお聞きしたんですが、三百五十万円ぐらいじゃないと思うんですね。もつとけたが違つぐらいの金額ではないかと思うんですが、差金につきましては。その辺、もう少しわかるように説明をお願いします。

議長（丹羽豊次君） 下水道課長西川均君。

〔下水道課長西川均君登壇〕

下水道課長（西川均君） 六番議員の再質問についてお答えを申

し上げます。

この後ですけれども、日程第九、議第二十九号で公共下水道事業特別会計の補正予算をお願いいたしているところでありまして、れども、その補正の額といたしましては四千万円でございます。

その内訳といたしましては、繰入金で三百五十万円と下水道債で三千六百五十万円、合わせて四千万円の減額ということでございますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第二十四号垂井町公共下水道事業特別会計への繰入額の変更については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は承認されました。

日程第五 議第二十五号 平成二十年度垂井町一般会計補正予算
(第六号)

議長（丹羽豊次君） 日程第五、議第二十五号平成二十年度垂井町一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第二十五号平成二十年度垂井町一般会計補正予算（第六号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は七億二千四百五十三万五千円の追加で、予算総額は九十一億六千九百六十八万二千円となります。

補正いたします主なものは、総務費では、次年度以降における財政の健全な運営に資するため、財政調整基金に一億八千七百万円余りの積み立てをするほか、定額給付金給付事業に係ります経費などの追加をお願いするものであります。

なお、定額給付金申請書の発送時期につきましては、四月十日をめどに準備を進めているところでございます。

民生費では、私立保育所運営費負担金などの増額をするほか、子育て応援特別手当に係ります経費の追加計上をいたしました。

また、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額措置をいたしました。

衛生費では、合併浄化槽設置の増加による補助金の増額などを、また農林水産業費では災害に係ります経費の財源振りかえを、商工費では県振興補助金受け入れによる財源振りかえをお願いするものであります。

土木費では、県工事負担金の増額をするほか、垂井駅南口エレベーターに係ります経費の追加計上をいたしました。また、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額と、県振興補助金受け入れによる財源振りかえをいたしました。

消防費では事業費の確定による財源振りかえを、教育費では宮

代小学校体育館大規模改造事業費の確定による減額措置をいたしました。

災害復旧費では、昨年の豪雨により被害を受けました農地、農業用施設、林道の災害復旧事業費の確定に伴い、所要額を変更いたしました。

以上の財源につきましては、国庫支出金、県支出金などにより収支の均衡を図った次第であります。

繰越明許費につきましては、定額給付金給付事業などに係ります経費を平成二十一年度へ繰り越し、実施していくことをお願いするものであります。

地方債の補正では、学校教育施設等整備事業などの限度額の変更をお願いするものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（丹羽豊次君） 総務課長小藪鉄男君。

〔総務課長小藪鉄男君登壇〕

総務課長（小藪鉄男君） 議第二十五号平成二十年度垂井町一般会計補正予算（第六号）の補足説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、お手元に正誤表をお配りさせていただいております。申しわけございませんが、十七ページ、歳出の款十一災害復旧費、項一農林水産施設災害復旧費の目三林道災害復旧費、こちらの方で、補正額自体は間違っていないんですけども、その説明欄で、確定額、既決額の表示が正しくなかったといいますが、正の方にあります一の災害査定設計書作成業務委託料、二の林道災害測量設計業務委託料、それぞれ分けて表示をさせてい

ただくのが適当であるということで、このように正誤表を提出させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、平成二十年度垂井町一般会計補正予算（第六号）は、次に定めるところによるといふことで、表紙の方をこらんいただきます。

まず、第一条は歳入歳出予算の補正であります。今回、歳入歳出それぞれ七億二千四百五十三万五千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ九十一億六千九百六十八万二千円とするものであり、二項の方では、この予算の補正については第一表によるといふものであります。

第二条では、繰越明許費について第二表によるといふもの、第三条では、地方債の補正については第三表によるといふことでございます。

それでは、まず歳出から御説明を申し上げます。十ページを開きください。

まず、款二の総務費、項一総務管理費では、目十の諸費ですが、償還金、利子及び割引料で、過年度分の国・県返還金の不足見込み額二百二十三万五千円の追加をお願いしております。

続きまして目十一の財政調整基金費では、今回の補正における歳入歳出の差額一億八千七百二十六万五千円を財政調整基金積立金としてお願いをいたしております。

続きまして目十二の防災行政無線設置費では、防災行政無線操作卓更新工事、ジェイアラート設置工事の事業費が確定したのに伴いまして、地方債から一般財源へ三百八十万円の財源振りかえを行うものでございます。補正額の財源内訳のところをこらん

ただきますと、地方債が 三百八十万円、一般財源が三百八十万円増という形になっております。

続きまして、目十五の定額給付金給付事業費では四億六千四百五万円の計上でございます。四日の国会衆議院で第二次補正予算関連法案が成立をし、それを受けまして、節三から節十四までは定額給付金給付に係る事務費をそれぞれ計上しております。十九では定額給付金給付費ということで、二月一日時点での住民基本台帳記録者、それと外国人登録原票登録者に対し、一人当たり一万二千円、それから六十五歳以上及び十八歳以下の方には八千円を加算するということで、当町における見込み額四億四千六百六十八万四千円を計上いたしております。

続きまして十一ページの方ですけれども、項四の選挙費ですが、目十の農業委員選挙費では、昨年七月六日の選挙が無投票に終わったということから、大半が不執行という形になったところであり、精算の結果、各節合わせまして四百二万一千円の減額になります。

次に十二ページの方をこらんいただきます。

款三民生費、項一社会福祉費の目一社会福祉総務費では、繰出金ですが、国民健康保険特別会計の繰出金、職員給与費等繰出金とその下の財政安定化支援事業繰出金ですね。それぞれ不足が見込まれるということで、合わせまして千二百九十九万九千円の追加をお願いするものであります。

続きまして目十一障害者福祉費では、委託料では、一番の方で障害者福祉システム法改正対応改変業務委託料四十七万三千円をお願いいたします。それと、その下二番の方で財源振りかえがこ

ございますけれども、これにつきましては、障害者福祉サービス支給管理システム保守委託料を、これは一般財源で見えておりますが、この六十三万円が国・県支出金の方へ、それとその下の使用料及び賃借料ですけれども、こちらでは、同じく支給管理システム、リース料ですね、二百七十七万円、一般財源で見えておりましたけれども、同じく県支出金の方へ財源振りかえを。これにつきましては歳入の方で、障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業により十分の十県補助がついております。続きまして、負担金、補助及び交付金、その下ですけれども、ケアホームの重度障害者支援体制強化事業補助金ということで、当町からの利用者がございます、あゆみの家、きずな二〇〇六と、それから共同生活はしまに対する助成ということで百二十二万九千円の計上でございます。同額を県補助の方で受け入れてまいります。

続きまして、目十二後期高齢者医療費では、後期高齢者医療特別会計繰出金、保健事業費繰出金ですが、不足が見込まれる額百八十八万七千円を今回お願いするものであります。

続きまして、次の十三ページ、項二児童福祉費の目二児童福祉施設費では、負担金、補助及び交付金のところで私立保育所ハチスチルドレンズセンターに対する運営費負担金ですが、途中入園等で園児がふえたことによる不足見込み額八百四万円の追加をお願いするものであります。

目七留守家庭児童教室費では、備品購入費の方で、東小の留守家庭児童教室の応募者が多く、学校の理解も得られ教室が確保できるといことから、平成二十一年度は二クラスになります。そのための指導用教材、管理備品を六十四万八千円お願いするもの

でございます。

続きまして、目八の子育て応援特別手当費は国の二次補正予算絡みのものでございまして、平成二十年度の緊急措置として幼児教育期の子育てを支援する観点から、第二子以降の幼児がいる世帯については幼児一人当たり年三万六千円を支給するということを受けまして、節三から節十二まで、これに係る事務費を合わせまして百十五万八千円お願いしております。節十九の負担金、補助及び交付金では、子育て応援特別手当交付金四百七十人分ということ、一千六百九十二万円を計上いたしております。

続きまして、款四の衛生費、項一保健衛生費の目四公害対策費では、負担金、補助及び交付金ですが、合併処理浄化槽設置整備費補助金、当初八十九基を見ていましたが、九十五基が見込まれるということから、不足見込み額二百四十七万七千円の追加をお願いするものであります。

目六保健センター費では、国の二次補正予算絡みで、妊婦健診について十四回まで無料化が図られるよう財源措置されることになったのを受けまして、財源振りかえをするものでございます。

続きまして、十四ページ、款六農林水産業費の項一農業費、目二農業総務費では、災害復旧に係る人件費の国庫補助分について財源振りかえを行うものであります。

款七商工費、項一商工費、目三観光費では、需用費と委託料で財源振りかえを行うものでありますけれども、菩提山ハイキングコースの整備や温泉成分の分析等に係る事業に対しまして県の市町村振興補助金がついたのを受けて行うものであります。

続きまして、款八土木費、項二道路橋りょう費、目三道路新設

改良費では、県工事負担金ですが、垂井停車場線と岩手宮之前地内の急傾斜地の関係が事業費増になりまして、不足見込み額四百四十五万三千円の追加をお願いします。

続きまして、十五ページの項四の都市計画費の目一都市計画総務費では、建築物等耐震化促進事業費補助金ですが、今年度実績がないということから、二百五十二万円を減額させていただきます。

目四公共下水道費では、公共下水道事業特別会計の繰出金、先ほど額の変更の議決をいただいておりますけれども、三百五十万円を減額するものであります。

続きまして、目八駅周辺整備費では、国の第二次補正予算による地域活性化・生活対策臨時交付金の交付を受けまして、交通施設バリアフリー化事業でJR垂井駅南口にエレベーターを設置するということなので、この関係の経費ですが、委託料で実施設計の業務委託料五百万円、それと工事請負費で設置工事費八千五百万円、お願いするものであります。

続きまして、項五住宅費の目一住宅管理費の工事請負費ですが、ここでは、離職者のための梅谷町営住宅改修工事に県の振興補助金がつくことになったということを受けて財源振りかえを行うものであります。

続きまして、款九、項一消防費の目二消防施設費では、防火水槽、これは大滝地内で新設したのですが、それと東分団車庫建設工事費の確定によりまして、地方債から一般財源に財源振りかえを行うものであります。

続きまして、款十教育費、項二小学校費の目三学校建設費では、

工事請負費で宮代小学校校体育館大規模改造工事の費用が確定をいたしました。それを受けて二千二百四十四万八千円を減額するものであります。

続きまして十六ページですが、款十一災害復旧費、項一農林水産施設災害復旧費では、昨年九月二日から三日にかけての集中豪雨による災害復旧の関係ですが、事業費の確定等を受けまして補正をお願いしますのであります。なお、局地激甚指定がされた、そういったことを踏まえて補正をお願いします。

目一農地災害復旧費では、合わせまして三十万円の減額になっております。節十一の需用費から節十九の負担金、補助及び交付金まで、合わせて三十万円の減額でございます。

目二農業用施設災害復旧費では、節十一の需用費から同じく節十九の負担金、補助及び交付金まで、合わせまして四十七万六千円の減になります。

目三林道災害復旧費では、節十一の需用費から、次のページの一番下、十九の負担金、補助及び交付金ですが、これまで合わせまして三千五百九十四万四千円の減額になっております。

以上が歳出で、続きまして歳入、六ページの方をごらんいただきたいと思っております。

款一町税の項一町民税、目二法人では、急激な内外の金融経済情勢の変化による景気の低迷、悪化、こういったことを受けまして法人税割が大きく落ち込んできております。一億一千百七十二万三千円を今回減額をさせていただきます。

続きまして、款八の地方特例交付金の項一地方特例交付金、それからその下が項二の特別交付金、そしてその下が款九の地方交

付税、項一地方交付税でございますけれども、これにつきまして
は、いずれも額が確定をいたしました。それを受けまして、今回、
地方特例交付金につきましては九百四十万五千円の増を、目一の
特別交付金につきましては二十一万八千円の増に、それから地方
交付税の方は一億八百三十三万七千円の増になっております。

続きまして款十三の国庫支出金の項一国庫負担金、目二民生費
国庫負担金では、先ほど歳出の方で私立保育所への補正をお願い
しておりますけれども、ここでは国庫分支弁額と徴収金との差額
の二分の一を見ております。三百七十六万二千円を受け入れるも
のであります。

続きまして、項二国庫補助金の目一総務費国庫補助金ですが、
一番から三番までございますけれども、定額給付金給付事業費補
助金、それに伴う事務費補助金、それと地域活性化・生活対策臨
時交付金、これは駅南口エレベーターの関係になりますけれども、
合わせまして五億一千六百八十八万八千円を受け入れるものでござ
います。

目二の民生費国庫補助金ですが、こちらは一と二がございます
けど、子育て応援特別手当交付金と、その下が事務取扱交付金で
あります。合わせまして千八百七十八万八千円を受け入れるものであ
ります。

目三衛生費国庫補助金につきましては、歳出の方でお願いいた
しました合併浄化槽の設置補助金増額分の三分の一を国庫分とし
てここで見ております。八十二万五千円。それと、妊婦健診費国
庫補助金、歳出の保健センター費の方で財源振りかえをお願いし
ておりましたが、十万二千円をこちらの方で受け入れてまいりま

す。

続きまして目九の教育費国庫補助金ですが、宮代小学校体育館
の大規模改造・地震補強事業補助金ですが、四百十万円の減額に
なっております。

続きまして八ページですが、款十四県支出金の項一県負担金、
目二民生費県負担金では、先ほど国庫の方で見えておりますけれど
も、支弁額と徴収金の差額のこちらの方では四分の一、保育所運
営費負担金ということで百八十八万一千円を受け入れてまいりま
す。

続きまして項二の県補助金、目二民生費県補助金につきまして
は、歳出の民生費、障害者福祉費の方でお願いいたしました補正
分の全額を受け入れるもので、一番が円滑化事務等特別支援事業、
二番がケアホームの重度障害者支援体制強化事業ということで、
合わせまして四百五十万二千円を受け入れてまいります。

目三の衛生費県補助金では、合併浄化槽設置に係る県負担分、
三分の一を見ております。八十二万五千円であります。

目六商工費県補助金では、観光施設整備事業振興補助金という
ことで四十万円を受け入れてまいります。

目七土木費県補助金ですが、緊急雇用対策事業振興補助金、梅
谷町管住宅の改修に係る分ですが百十万円。それと、二番の方で
建築物等耐震化促進事業費補助金、実績等を踏まえて百六十二万
円の減額。差し引き、この土木費県補助金では五十二万円の減額
になります。

続きまして目十の災害復旧費県補助金ですが、林道災害復旧事
業補助金、農地・農業用施設災害復旧事業補助金、局地激甚指定

による増額見込み分等で四千五百六十八万円を計上いたしております。

続きまして、款十七繰入金、項一特別会計繰入金、目二ふれあい交流事業特別会計繰入金ですが、ふれあい交流事業特別会計は二十年度をもって廃止をすることから、今回、精算により三十三万四千円を繰り入れようとするものであります。

続きまして款十八、項一、目一繰越金ですが、前年度繰越金の残額をここに計上いたしましたところでございます。一億五千二百五十五万三千円であります。

続きまして、款二十、項一町債の目八消防債と目九教育債ですが、それぞれ事業費の確定を受けまして起債の借入額を減額しようとするもので、防災対策事業につきましては五百十万円、それから宮代小学校体育館大規模改造事業に関しましては一千六百万円の減額という形になります。

続きまして三ページの方をごらんいただきたいと思います。

第二表でございますけれども、繰越明許費についてであります。地方自治法第二百十三条第一項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費ということで、総務費、民生費、農林水産業費、土木費、災害復旧費の中でそれぞれお願いしておりますけれども、事業名のところをごらんいただきたいと思います。但し、定額給付金給付事業費で四億六千四百五万円を、その下の子育て応援特別手当費では一千八百七十八万円を、その下の森林居住環境整備事業ですが、これにつきましては林道明神線の関係ですけれども四千八百四十六万二千円を、その下は垂井栗原線御所野交差点改良事業ですが三千六十一万五千円を、その下が

交通施設バリアフリー化事業ですが九千万円を、そして一番下になります。林道災害復旧事業につきましては一億七百六十九万九千円を翌年度に繰り越して使用したいというものであります。

次に四ページになります。

第三表地方債の補正でありますけれども、左側が補正前、右側が補正後ということでありまして、事業費が確定したのを受けまして起債の借入限度額を変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。説明の方は省略をさせていただきます。

まず、起債の目的の一番ですけれども、学校教育施設等整備費事業につきましては、限度額を五千九百二十万円から右側にございます四千二百六十万円に、その下の二番目の消防防災施設整備事業につきましては、限度額五千三百十万円をお願いしておりますが、今回、四千八百万円に、それぞれ変更しようとするものであります。

なお、この予算の末尾には地方債の現在高に関する調書を添付いたしております。この二十年度末の現在高見込み額は六十三億三千五百五十六万一千円となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（丹羽豊次君） 暫時休憩いたします。（午後二時四十分）

議長（丹羽豊次君） 再開いたします。（午後三時四十一分）

これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 駅周辺整備費ですか、これは何回も前から聞いておりましたので、当然もう予算に入っていると思ひまして、先ほど聞くのを忘れたんですが、これは五千数百万円の国からの補助金をもらうわけですが、これ以外に使う道はなかったのか。どのような、ほかの意見がなかったかどうか、その辺を町長にお伺いしたいんですが。

議長（丹羽豊次君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 今回の駅周辺に使う事業につきましては、ほかの事業の検討ということも当然してまいりましたけれども、前の委員会のときにも少しお話ししたかと思ひますけれども、この事業そのものが昨年の十月以降の新規事業であつて、平成二十一年度中に事業を完了しなければいけないというものであります。そして、それには事業を進める上でやはりいろいろな準備等もかかりますので、ある程度確定しているものでなければなりません。なおかつ、いろんな細かい事業をたくさん寄してくればそれも一つできる可能性もあると思ふんですけれども、当然に、今回のエレベーター関係にしましても、もうほぼこの後のまち交でやるうという思いの中で事前の準備が進んでおる状況でしたので、実施設計等、すぐに移れる状況でございます。翻つて、ほかの事業にもしそれを集めてくるようになりますと、すべてその実施設計等も進めていかなければならない。やはりそこら辺の事業が膨大なものになると。そういったときに、やはり今のエレベーター、いず

れまち交でやるというんであれば、五千二百三十万円ほどの国の財源がつく中で、事業費が少しでも縮減できれば、補助割合がすぐく上がってくるというような状況にもなるわけで、非常に利なものであるというような思いに至りまして、ほかの二、三、事例等も検討はいたしましたけれども、やはりこのエレベーターでいこうという判断をいたしましたところでございます。

議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第二十五号平成二十年度垂井町一般会計補正予算（第六号）

は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

日程第六 議第二十六号 平成二十年度垂井町国民健康保険特別

会計補正予算（第三号）

議長（丹羽豊次君） 日程第六、議第二十六号平成二十年度垂井

町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第二十六号平成二十年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は一億七千五百万円の追加で、予算総額は二十九億一千六百三十五万二千円となります。

補正いたします主なものは、高額療養費負担金などを増額するとともに、次年度以降における国民健康保険事業の健全な運営に資するため、国民健康保険基金に一億五千万円の積み立てを行うものであります。財源につきましては、繰入金、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては住民課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（丹羽豊次君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 議第二十六号平成二十年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書一ページでございますが、今回補正を行いますのは、歳入歳出にそれぞれ一億七千五百万円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額をそれぞれ二十九億一千六百三十五万二千円とするものでございます。

詳細につきまして事項別明細の方で説明をさせていただきます。四ページの歳出から御説明をさせていただきますと存じます。

款二保険給付費、項二高額療養費、目一一般被保険者高額療養費でございます。こちらにつきましては、十二月にも二千万円ほどの補正をお願いしておるわけでございますが、やはり医療費の伸びといいますが、一月、二月にこの高額療養費に係ります負担額が増加をいたしまして、平成二十年度の見込み額といたしまして一億二千八百万円を見込んだところでございまして、既決額一億一千五百万円、差額分といたしまして一千三百万円の補正をお願いするものでございます。

款七基金積立金、項一基金積立金、目一基金積立金でございます。こちらにつきましては、御存じのように平成十九年度の実質収支も三億七百万円ほどとなっております。ある程度の財政的な余力といいますが、そちらも見込めるような形になってまいりまして、今回一億五千万円ほどの基金積み立てを行うわけでございます。補正前の額が三千円でございます。今回補正いたします一億五千万円、合わせまして一億五千万三千円の基金積み立てを行うものでございます。

続きまして、款九諸支出金、項一償還金及び還付加算金でございます。こちらにつきましては過年度の国・県支出金の返還金でございますが、国庫への支出金でございます。確定額が六百五十八万一千円、既決額が一千万円で、差額六百五十八万円の補正を行うものでございまして、補正前の額と合わせまして一千二百六十六万円の予算計上となるわけでございます。

続きまして、款十予備費、項一予備費、目一予備費でございますが、こちらにつきましては、今後の医療費の動向を踏まえながら、療養給付費、あるいは特定健診に対します予算措置、こちら

は、まだ特定健診を実施されて請求が国保連の方から来ていない分もございまして、まだその健診の額について流動的でございます。それと、今後も高額療養費が負担する等における不測の事態に対応したいということで、今回、五百四十二万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

款九繰入金、項一他会計繰入金、目一一般会計繰入金でございますが、こちらにつきましては、節二職員給与費等繰入金でございますが、職員の増加によりまして人件費に不足が生じたわけでございます。職員の人件費分見込み額といたしまして二千七百九十一万七千円、既決額二千四十二万円でございまして、その差額分といたしまして七百四十九万七千円の補正をお願いするわけでございます。次に節四財政安定化支援事業繰入金でございます。こちらにつきましては、国民健康保険制度の運営におきまして、地方財源措置といたしまして八〇％を交付税を財源として繰り入れるものでございますが、こちらの金額につきましては、県の方から提示をされた額でもって予算計上をさせていただいておりません。見込み額五百四十一万三千円、既決額一千円、五百四十一万二千円の補正をお願いするところでございます。

次に繰越金でございますが、歳出の財源及び収支の均衡を図るために一億六千二百九万一千円の補正をお願いするところでございます。

以上、歳入歳出それぞれに一億七千五百万円を追加いたしました。歳入歳出の予算を二十九億一千六百三十五万二千円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

十二番 広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 歳入の方なんです。三ページの職員給与等の繰入金を一般会計から繰り入れる理由があるのかどうか、先ほどの基金に一億五千万円か繰り入れるという状況ならば、一般会計から職員の給与の補てんをすることは必要でないのではないかと、いかにいうふうに思うんですが、どうですか。

議長（丹羽豊次君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 十二番議員の御質問で、職員の給与費等について一般会計から補てんする必要がないのではないかと、いかにいうふうに思うんですが、これにつきましては、国民健康保険の運営上、この人件費につきましては一〇〇％一般会計からの繰り入れの財源でもって充てることになっております。したがって、平成二十年度の予算編成当時につきましては職員二名分が計上されておりまして、四月に国民健康保険税の賦課徴収につきまして事務が住民課の方へ移管されたことによりまして、職員が一人名員になりました。その関係で十二月にも補正を行って、職員が一人増員になりました。一たんは国民健康保険特別会計の中の運営費で充てておいたところでございまして、最終的にこの足らず米を一般会計から繰り入れをさせていただくというものでございますので、

よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第二十六号平成二十年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第七 議第二十七号 平成二十年度垂井町簡易水道特別会計

補正予算（第一号）

議長（丹羽豊次君） 日程第七、議第二十七号平成二十年度垂井

町簡易水道特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第二十七号平成二十年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第一号）について提案理由を御説明申し上げます。

ます。

今回の補正は一千二百二十八千円の追加で、予算総額は六千六百四十二万八千円となります。

補正いたしますものは、積立金の追加をするもので、財源につきましては繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては水道課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（丹羽豊次君） 水道課長古山則雄君。

〔水道課長古山則雄君登壇〕

水道課長（古山則雄君） ただいま上程されました議第二十七号平成二十年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第一号）について補足説明をさせていただきます。

歳出の四ページから御説明させていただきます。

款一総務費、項一総務管理費、目二財産管理費でございますが、既決額十四万六千円に五百万円の増額をいたしまして、簡易水道設備基金積立金を五百四十四万六千円とするものでございます。

次に、款四予備費、項一予備費、目一予備費でございますが、収支の均衡を図るために、既決額三百十万九千円に六百二十八千円の増額をいたしまして、予備費九百十三万七千円にお願いするものでございます。

次に、三ページの歳入につきましては、款五繰越金、項一繰越金、目一繰越金でございますが、既決額三百三万七千円に一千二百八千円の増額をいたしまして、一千四百六万五千円をお願いするものでございます。これは前年度繰越金が決算額になりました。

たものでございます。

表紙に戻っていただきまして、一ページの第一表にありますように、第一条で、歳入歳出それぞれ一千二百二十八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六千六百四十二万八千円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 歳入の方の繰越金が一千二百二十八千円出た理由ですね。五千五百万円ぐらいの予算で一千百万円の繰越金が出るのどういう理由だったのか、その辺をお聞きます。

議長（丹羽豊次君） 水道課長古山則雄君。

〔水道課長古山則雄君登壇〕

水道課長（古山則雄君） 六番議員の御質問にお答えしたいと思います。

この繰越金につきましては、十九年度決算で昨年御説明申し上げましたように、それぞれ事業的にいるいろいろな形の中で、工事的にも、あるいは請負差金、いろいろな事業を進めまして、そういった形の、最終的にはその経費を突き詰めた形の中で一応決算金として繰越額が一千四百六万五千円になったということで、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第二十七号平成二十年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第八 議第二十八号 平成二十年度垂井町ふれあい交流事業特別会計補正予算（第一号）

特別会計補正予算（第一号）

議長（丹羽豊次君） 日程第八、議第二十八号平成二十年度垂井町ふれあい交流事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第二十八号平成二十年度垂井町ふれあい交流事業特別会計補正予算（第一号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、特別会計の廃止に伴う余剰金の精算をするものであります。

細部につきましては企画調整課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（丹羽豊次君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 議第二十八号平成二十年度垂井町ふれあい交流事業特別会計補正予算（第一号）につきまして補足説明をさせていただきます。

ただいま提案説明にもありましたように、特別会計の廃止に伴う余剰金の精算を行うものでございます。

最後のページでございますけれども、三ページでございます。今回の補正は歳出のみの補正でございます。

款二、項一事業費、目一交流事業推進費、節十九負担金、補助及び交付金の国際交流事業助成金でございますが、余剰金額と見込まれます三十三万四千円を減額するものでございます。

次に、款四諸支出金、項一繰出金、目一一般会計繰出金、節二十八繰出金でございますが、余剰金額分三十三万四千円を一般会計に繰り出すものであります。

表紙に戻りまして、第一条では、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第一表 歳出予算補正」によるということで、次のページに掲げております。

以上、議第二十八号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第二十八号平成二十年度垂井町ふれあい交流事業特別会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第九 議第二十九号 平成二十年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）

議長（丹羽豊次君） 日程第九、議第二十九号平成二十年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第二十九号平成二十年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）について提案理由を御説明申

し上げます。

今回の補正は四千万円の減額で、予算総額は十億八千九百万円となります。

補正いたしますものは、下水道整備工事費の確定に伴い所要額を減額するもので、財源につきましては、繰入金、町債により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては下水道課長に補足説明をいたさめますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（丹羽豊次君） 下水道課長西川均君。

〔下水道課長西川均君登壇〕

下水道課長（西川均君） 議第二十九号平成二十年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）について補足説明をいたします。

今回の補正につきましては、提案者が御説明申し上げましたとおり、現在進めております公共下水道整備事業の事業費が確定いたしました。それに伴います一般会計繰入金及び下水道債の減額補正をお願いするものであります。

歳出の五ページでございます。

款一公共下水道費、項一公共下水道費、目一下水道建設費、節十三の委託料の設計積算業務、測量業務で五百万円、節十五工事請負費で三千五百万円を、それぞれ公共下水道整備事業の事業費が確定いたしましたので減額をお願いするものであります。

歳入の四ページです。

款六繰入金、項一他会計繰入金、目一一般会計繰入金、節一一般会計繰入金で三百五十万円。

款九町債、項一町債、目一下水道債、節一下水道事業債で、三千六百五十万円をそれぞれ事業費の確定によります減額をお願いするものであります。

表紙の一条の歳入歳出の補正であります。歳入歳出それぞれ四千万円を減額いたしまして、十億八千九百万円とするものであります。

表紙の第二条の地方債の補正であります。二ページに調書を掲載しております。公共下水道事業債の借入限度額の変更であります。平成二十年度公共下水道事業費の確定に伴います借入限度額を、三千六百五十万円の減額をお願いいたし、二億二千二百三十万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は従前どおりで変更はありません。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） この議第二十九号は先ほどの議第二十四号とつながっておるわけでありますが、いわゆる工事請負費等で四千万円お金が残ったと。そのうち三百五十万円は先ほどの議第二十四号で一般会計に戻したと。残りの三千六百五十万円につきましては下水道債の借金の返済に充てるということですが、本来、この四億幾らを一般会計から繰り入れていたのですが、残りの三千六百五十万円も一般会計に戻すべきであったのではな

いかと思うのですが、提案者のどういう思いで下水道債の返済に回したという、その辺の思いをお聞きます。

議長（丹羽豊次君） 下水道課長西川均君。

〔下水道課長西川均君登壇〕

下水道課長（西川均君） 六番議員の御質問にお答えいたします。ただいまの御質問の中で、起債の返済ということではなくて、返済額を減らしたという、起債額を減らしたという御理解をしていただきたいと思えます。それはなぜかと申しますと、工事の減によりまして、要するに起債の対象額が減るということで、同時に起債の変更をお願いしておるということでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（丹羽豊次君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） よく理解できていないんですが、今の説明では、起債を起こしてやるうと思つた工事が金額が少なかつたので、その三千六百五十万円については新たに起債を起こさなかつたというふうに考えていいのかどうか。でも、それはそれでありまして、やはり余つたら一般会計に戻すのが僕は筋じゃないかなと。国におきまして、先ほども国民健康保険の国庫金返還というのもありましたし、そういうことからいいますとやはり戻すべきではないかと思つんですが、その辺、提案者の考えをお知らせください。

議長（丹羽豊次君） 副町長西哲也君。

〔副町長西哲也君登壇〕

副町長（西哲也君） 六番議員の御質問にお答えをいたします。

通常、この手の事業につきまして、財源の考え方としましては起債による資金の調達を考えられますけれども、全額資金を起債で調達できるわけでは当然ございません。ある程度の額までは起債で調達できると。残りの分は他の財源でもって充てなければならぬというふうに、事業を通常進めます際におきましては、そのような財源の内訳があらかじめ決まっております。その割合に基づきまして、実際に工事の結果が出た段階でその割合に基づいてその減額を行うという形でございます。基本的には、これから借金をしようと、それでもって借金をもって充てようとしていたものがそれだけ下がるという考え方については、先ほど御指摘のあった点、そのとおりであろうかと思えます。

議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもつて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第二十九号平成二十年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決され

ました。

日程第十 議第三十号 平成二十年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第二号)

議長(丹羽豊次君) 日程第十、議第三十号平成二十年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) 議第三十号平成二十年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第二号)について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は一千三百三十九万五千円の追加で、予算総額は十五億七千五百三十一万八千円となります。

補正いたしますものは、介護従事者処遇改善基金積立金を追加するもので、財源につきましては国庫支出金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては健康福祉課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(丹羽豊次君) 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長(小川孝夫君) ただいま上程されました議第三十号平成二十年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第二号)につきまして補足説明をさせていただきます。

さきに介護従事者処遇改善基金条例の制定につきましてお認めをいただきました臨時特例交付金及びその積立金につきまして補正をお願いするものでございます。

この特例交付金につきましては、二十一年度からの第四期保険料に係ります第一号保険料の軽減分として充てられるものでございまして、介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策が決定されたことを受け、介護報酬改定に伴います介護保険料の上昇を抑制するためのものがございます。取り崩すときには介護給付費及び予防給付に要する費用に充てるため介護保険特別会計に繰り入れをするというものになっております。

それでは歳出の方から御説明させていただきます。一番最後の四ページでございますが、款五基金積立金でございます。目二介護従事者処遇改善基金積立金としまして千三百三十九万五千円をお願いするものでございます。

歳入でありますけれども、前ページ、三ページでございます。款四国庫支出金、項二国庫補助金で、目六介護従事者処遇改善交付金としまして千三百三十九万五千円を見込んでおります。この交付金につきましては、第一号の保険料の軽減分といたしまして、二十一年度につきまして改定増の全額としまして八百万四千九百三十八円、二十二年度は改定増の半額としまして四百八万九千五百六十二円の、計千二百九万四千五百円を見っております。そこに、その他経費といたしまして、保険料が改定されますので、その周知などをするための経費といたしまして百二十九万九千六百円を見ております。そのトータルが千三百三十九万五千円ということでございます。

また、この積立金からでございますけれども、二十一年度予算では四百五十万円を繰り入れということで予算の方には見ておりません。

表紙にお戻りいただきまして、第一条で、歳入歳出予算の総額に千三百三十九万五千円を追加し、総額十五億七千五百三十一万八千円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十号平成二十年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第二号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第十一 議第三十一号 平成二十年度垂井町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第一号）

議長（丹羽豊次君） 日程第十一、議第三十一号平成二十年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第三十一号平成二十年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は百八十八万七千円の追加で、予算総額は二億四千九百八十八万七千円となります。

補正いたしますものは健診費用に係ります経費を増額するもので、財源につきましては繰入金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては住民課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（丹羽豊次君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 議第三十一号平成二十年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回補正をいたしますのは、歳入歳出それぞれ百八十八万七千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二億四千九百八十八万七千円とするものでございます。

細部につきまして歳出の方から説明をさせていただきます。四ページをごらんになっていただきたいと思います。

款三保健事業費、項一健康保持増進事業、目一健康診査費でございます。御存じのとおり、後期高齢者医療におきまして七十五歳以上の方の健診の関係でございます。こちらにつきましては別名「すこやか健診」と呼んでおるところでございます。この事業につきましては、岐阜県の後期高齢者医療広域連合、こちらからの委託金を主な財源として事業を実施してあるわけでございます。当初この制度がスタートした段階におきましては約四百人ほどの受診者を見込んでおったわけでございますが、受診率が相当今年度向上いたしましたして、七百人ほど見込んでおるところでございます。

実施をいたします形態といたしましては、従来、集団健診というような形で保健センターでも行っておったんですけれども、今年度から実施しております特定健診とあわせまして、個別健診、いわゆる町内の開業医の方で健診を実施しております。この実施に当たっては、当然のことながら不破郡の医師会と契約を結びまして、不破郡医師会の方に委託して事業を実施しておるところでございます。事業内容はそういったことでございます。今年度、健診費用といたしまして、見込み額五百七十八万九千円を見込んでおります。既決額三百九十八万二千円に對しまして百八万七千円の健診費用の補正をお願いするものでございます。次に説明の二番でございますが、国保連合会システム委託料でございます。こちらにつきましては、この健診の結果を共同処理といたしまして、国民健康保険団体連合会の方で健診の結果の保管、それから健診費用に係ります費用決済を共同して実施してまいります。その委託料といたしまして、見込み額四十四万円、既決額三十六万

円に對して八万円の補正をお願いするものでございます。合計いたしましたして、補正額百八十八万七千円でございます。

次に歳入でございます。

款四繰入金、項一一般会計繰入金、目三保健事業費繰入金でございます。こちらにつきましては、広域連合からの委託金ということもございまして、既に四百万円ほどの概算交付を受けてあるわけでございますが、翌年度に精算が行われるといったことも踏まえながら、一時的に一般会計からこれにより財源補てんをするものでございます。

以上、平成二十年度後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十一号平成二十年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。（午後四時二十九分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十一年 月 日

議長 丹羽豊次

議員 広瀬文典

議員 奥村耕作

